

令和8年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和8年6月16日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	1 番 田中 遼	2 番 山本 剛
	3 番 木下 伸一	4 番 津村 俊二
	5 番 益川 教智	6 番 岩井智恵子
	7 番 山岡 卓治	8 番 橋 完司
	9 番 永島 知香	10 番 遠藤総一郎
	11 番 石川 恵美	12 番 工藤 義明
	13 番 野並 享子	14 番 田中 陽介
	15 番 東郷 克己	16 番 奥山文市郎
	17 番 稲垣 誠亮	18 番 荒川 泰宏

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	櫻本 直樹	副 市 長	林 毅
教 育 長	北脇 泰久	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	井狩 昭彦	政策調整部政策監	小池 秀明
総 務 部 長	西村 拓巳	市 民 部 長	井狩 勝
健康福祉部長	山本 善亮	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄
健康福祉部政策監 (地域医療政策担当) 市立野洲病院事務部長	駒井 文昭	都市建設部長	山田 千尋
環境経済部長	中塚 誠治	教 育 部 長	川崎 小百合
政策調整部次長	飯田 貴史	総 務 部 次 長	玉川 俊之
総 務 課 長	江口 智紀		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	辻 昭典	事 務 局 次 長	行俊 勉
書 記	辻 拓	書 記	棚橋 萌永

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

開議

午前 9 時 3 0 分

議事の経過

(再開)

○議長（津村俊二）（午前 9 時 3 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第 1)

○議長（津村俊二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 1 番、田中遼議員、第 2 番、山本剛議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（津村俊二） 日程第 2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

ここで、田中遼議員より発言の訂正及び取消しの申出があります。田中遼議員の発言を求めます。

田中遼議員。

○1 番（田中 遼議員） 皆さん、おはようございます。

昨日の私の発言の中で、まず 1 点訂正があります。小寺次長の「世界一の小学校」という表現ですけど、正しくは「日本一」でした。訂正をしたいと思います。

そして、取消しのほうを 2 つお願いしたいと思っております。昨日、私が発言の中で、「————（5 字取り消し）」という単語を出したんですけども、それ「————（5 字取り消し）」という単語を削除したいのと、「———（3 字取り消し）」という単語を出し

たと思いますけども、そちらのほうも、削除のほうをお願いしたいと思っております。

○議長（津村俊二） ただいまの田中遼議員の申出のうち、発言の取消しについては、会議。

（「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり）

○議長（津村俊二） 暫時休憩。

（午前 9 時 3 2 分 休憩）

（午前 9 時 3 3 分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの田中遼議員の申出のうち、発言の取消しについては、会議規則第 6 4 条の規定により議会の許可が必要となります。

ここで発言の取消しについてお諮りいたします。

田中遼議員の申出のとおり、発言の取消しを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、発言取消しの申出を許可することに決しました。

それでは、一般質問を行います。発言順位は一般質問一覧表のとおりであります。

順次、発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第 1 3 号、第 3 番、木下伸一議員。

○3 番（木下伸一議員） 皆さん、改めまして、おはようございます。

昨日はサッカーの話題で盛り上がりましたが、皆さんぐっすり寝られたと思います。私は今日、一般質問のトップということで、目がさえて、もともと 4 時に起きる予定だったんですが、3 時にもう目が覚めまして、そのまま牛乳配達の仕事に行きました。時間がいっぱい余りましたので、筋トレ、それから、スイカの人工授粉をやりまして、有意義な時間を使わせていただきました。

今回 2 点にわたって質問をさせていただきます。その中で、建設的で中身のある質問を心がけたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

トイレカーの導入について。

近年、全国各地で豪雨や台風、地震などの自然災害が頻発し、その被害は年々激甚化し

ております。これまで想定外とされてきた規模の災害も増え、私たちの暮らしや地域社会に大きな影響を及ぼしています。いつどこで災害が起きても不思議ではない時代だからこそ、日頃からの備えと地域の支え合いが重要となってまいります。

災害時には断水や停電により、家庭や避難所のトイレが使えなくなるケースが多く発生いたします。特に避難所ではトイレ不足や衛生環境の悪化が深刻な問題となり、使用を控えることで水分補給を我慢され、体調を崩す方も少なくありません。高齢者や女性、子ども、障がいのある方にとって、安心して使えるトイレ環境の確保は災害関連死を防ぐ上でも重要な課題となっております。

能登半島地震では、多くの地域で断水が長期間続き、避難所や自宅でトイレが使えないという深刻な問題が発生しました。避難所では仮設トイレの不足や衛生環境の悪化が課題となり、寒さの中で長時間並ばなければならない状況も報告されております。また、トイレを控えるために水分補給を我慢し、体調を崩すケースも懸念されております。この災害を通じて、食料や毛布だけではなく、清潔で安心して使えるトイレ環境の確保が被災者の健康と尊厳を守る上で極めて重要であることが改めて浮き彫りとなりました。

こうした中、災害時でも清潔なトイレ環境を確保するため、トイレカーを導入する自治体が広がっております。滋賀県では県が2台配備している他、草津市、近江八幡市でも導入されております。その活用については、災害時だけではなく、各種訓練やイベントで活用啓発されているとのことです。

例として、滋賀県トイレカーを少し説明させていただきます。特徴として、車椅子利用者が電動リフトで安全に昇降できること、給水車や水道から貯水タンクへ給水すること、凍結防止対策により厳冬期でも使用可能であることが挙げられております。設備の概要としては、男性用、女性用、多機能用と区分され、装備品は、棚、擬音装置、除菌液ホルダー、ベビーキープがあり、多目的トイレにはオストメイト便器が設置され、室内にはおむつ交換台、この「代」はすみません。変換間違いでムの口のほうの台です、や車椅子補助アーム、車椅子昇降用電動リフトが装備されております。

また、他府県の例ではございますが、自走式の水洗トイレカーをめぐり、所有する自治体間で相互応援協定の輪が広がっている地域もございます。兵庫県内では、今年3月で9市がトイレカーを導入されており、今後もさらに増える見通しとなっております。

野洲市においては、高齢化が進む中、災害時には高齢者や要配慮者への支援体制の充実が重要な課題となっております。特に避難生活では、移動や排せつ、衛生面で大きな負

担が生じやすく、安心して過ごせる避難環境の整備が求められております。災害関連死を防ぐ観点からも、高齢者に配慮した防災対策の強化が必要です。

本市におきましても、災害時の避難環境の向上と誰もが安心できる避難所運営の観点から、トイレカーの導入について検討すべきではないかと考えます。

そこで1つ目の質問に入ります。

能登半島地震を踏まえ、本市は災害時のトイレ不足や衛生環境悪化の現状と課題をお伺いします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、木下議員の1点目のご質問にお答えさせていただきます。

能登半島地震等の過去の事例を踏まえましては、断水等によるトイレ不足や衛生環境の悪化、さらには排せつを我慢し水分を控えることで健康被害を引き起こすことが、災害時のトイレにおける課題であると認識しております。本市におきましても、現在、市内の備蓄倉庫に組立式トイレや簡易トイレ、携帯トイレなどを分散して備蓄し、避難所運営におけるトイレの環境の確保に努めているところでございます。しかしながら、災害が長期化した場合の衛生保持やより快適な環境の保持については、引き続き重要な課題であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、部長のご答弁の中で備蓄トイレを設置していると、備えているということになるんですけれども、これは数は大体どれぐらい設置されていますでしょうか。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） そうしましたら、再質問のほうにお答えさせていただきます。

組立て、簡易、携帯を含めまして、全てで828を保有しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、828個ということをお教えいただきました。野洲の人口が5万人ちょっとということになるんですけれども、数自体としては、これが多いのか少ないのかというのはなかなか難しい課題と思うんですけど、その点、部長、どういう考えで

ございますでしょうか。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） 現在備蓄しておりますトイレ数では十分とは言えないと考えております。計画的に順次トイレのほうも増やし、整備のほうを進めているところでございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 高齢者とか、それから女性、それから障がい者の方、また乳幼児連れなどの要配慮者への対応については、どのような考えをお持ちになっておられるか、見解をお伺いします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、避難所では高齢者、障がい者、乳幼児連れの方、女性など、それぞれ状況に応じた配慮が必要であると考えております。このため、避難所内のバリアフリーへの配慮、またプライバシー保護のための専用スペースの設置、あと乳幼児やおむつ替えができる環境の整備、女性や子どもの安全確保などに取り組むことが重要であると考えております。

また、一般の避難所での生活が困難な方につきましては、福祉施設への受入れや関係機関との連携によりまして、必要な支援につなげられる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） では、次の問2に移ります。

福祉避難所におけるトイレ環境の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 山本健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本善亮） 議員の皆さま、改めまして、おはようございます。

福祉避難所のトイレということで、私のほうからお答えさせていただきます。

野洲市内におきましては、避難所は4か所ございます。いずれの箇所につきましても、社会福祉施設でございまして、トイレをはじめ、どの施設に関しましても、要配慮者に対応する設備となっているところでございます。

また、課題につきましては、トイレに大きく関係するかはちょっと別ですけども、災害による停電時における電源等の確保が課題であると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、山本さんのほうから、4か所社会福祉施設を中心に施設があるということを教えていただきました。この要介護者の方や障がいのある方が安心して利用できるトイレ環境の整備について、現在どのような備えを行っているか、見解をお伺いします。

○議長（津村俊二） 山本健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本善亮） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、この社会福祉施設におきましては、全て要配慮者の方が利用されるというところを想定しておる施設でございます。トイレにつきましても、もうバリアフリー化、車椅子対応のバリアフリー、それから高齢者の方のつまずき対応でのバリアフリー、それから体幹の弱い方の手すり付きのトイレ、あと車椅子の方で介助者がおられる方につきましては、その介助者の方が同時に入室されたとしても転回できるスペースがある多目的トイレを備えておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） では、問3に移ります。

トイレカーの導入の必要性については、本市においてトイレカー導入を検討する考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

トイレカーにつきましては、発災後速やかに設置でき、水洗式で清潔な環境を提供できるなど、多くのメリットがあると認識しております。一方で、導入に係る初期費用が高額であることや平時における車両の維持管理費用なども課題ではございます。市といたしましては、トイレカーの導入につきましては、費用対効果を検討しまして判断していく必要があると考えております。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） もちろん金額が高額なものになりますので、また市民の皆さんの大切な税金を使わせてもらうものになりますので、いろいろと課題はあると思うんですけども、滋賀県内が県内の自治体の導入状況について、本市としての調査または研究は行っておられるかどうか確認します。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

トイレカーを導入されております自治体等は把握しておるところではございますが、現時点では詳細な調査研究まで行っていないのが現状でございます。今後、導入されました自治体等を参考にいたしまして、トイレカーの費用対効果、有効性を検討してまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今現在は調査されていないということで、ぜひまずは導入されている市町についていろいろと勉強していただきたいと思います。

このトイレカーにつきましては、緊急防災・減災事業債が活用できます。導入費用の100%が起債で、そのうちで70%は地方交付税措置の対象となるということをお聞きしております。本市といたしましても、この制度を活用した場合の実質的な財政負担についての試算、シミュレーションを行っているかどうか確認します。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、再々質問のほうにお答えさせていただきます。

おっしゃっていただきました緊急防災・減災事業債の制度につきましては存じております。結論から申し上げますと、試算までは行っていない状況でございます。トイレカーの導入につきましては、災害時、平常時の活用方法や維持管理等、費用対効果などを検討し判断していく必要があると考えております。検討の結果、仮に導入となれば、緊急防災・減災事業債や他の交付金等を活用してまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） ありがとうございます。

私も以前に野洲川で水防演習がありました。そのときに私も見学させていただいて、その中でこの滋賀県のトイレカーというのが展示されていたんですけども、ちょっと小さくなるのかな、こういう形で、ご覧になる方もおられると思います。たまたま滋賀県防災危機管理局の方がちょっとそのときもおられまして、その方に、今度、一般質問で、野洲市においてもトイレカーの導入を質問したいと思っているんですということで、ちょっとお時間を取っていただけますかということで連絡させてもらったところ、快く、ぜひ来てくださいと。県庁の隣に防災危機管理局というのがあるんですけども、お時間をいただいて、いろいろと教えていただきました。

まず一番最初に、このサイズなんですけれども、大きさからすると、これ3トントラックがベースになっておりまして、その中に、そのところにトレーラーとかそういう形で牽引みたいにするんですけれども、これが大体車両の総重量が、このトラックだけであれば3トンなんですけれども、トータル、いろんなものを積みますと5トンから7.5トンぐらいになるということになるんですね。じゃ、当然大きな車になりますので、こういう特別な免許も必要なんですということでお聞きしますと、免許は、実は中型車は中型車8トンに限るという形でトイレカーの運転ができるそうなんです。

皆さんは免許をお持ちなのでご存じだと思うんですけれども、ちょうどこのところの免許の条件等というところに、私はたまたま昭和60年9月2日に、大昔ですけど、免許を取ったんですけど、中型車は中型車8トンに限るというところに、こういう記載があります。これがある方は運転ができます。先月なんですけど、うちの娘が免許を取ったんですけども、もう当然その娘はこういう項目はありません。年代によって、こういう項目がちょっとない人があるということなんですけれども、このトイレカーについて、汚水タンクが大体1,000リットルということになっています。1回使われるのに水を流すと大体5リットル。ということは単純計算ですけども、1,000割る5で約200人分のトイレ、大人の方が使用することができるということになっております。

こういう形で、もう本当に今このような状況の中で、いつ災害が起こるかどうか分からない状況になっています。前回の台風6号、無事に通過してくれましたので、大きな被害はないと聞いておりますけれども、このトイレというのはもう本当に大きな問題になると思いますので、ぜひまたいろいろと課題はあると思いますが、ご検討いただければと思います。

では、問4に移ります。

平時活用と防災啓発について、トイレカーを防災訓練や、またイベント等で活用し、市民への防災意識向上につなげる考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、4点目のご質問にお答えいたします。

仮にトイレカーを導入した場合には、防災訓練や地域のイベント等で活用することで、市民の皆様の防災意識の向上につなげることは一定有効な取り組みであると考えます。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、導入そのものにつきましては、費用対効果や市全域のトイレの設置のバランスを考慮し、検討していく必要があると考えてお

ります。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） もちろん、いろんな課題はあるのは承知をしております。例えば、この前、駅前で行われました実証実験、そういう形でいろんな世代の方が来られております。なかなかこのトイレカーというのは実際見るチャンスというか、見る機会は少ないと思うんですけども、例えばそういうところに展示、使うのはなかなか難しいと思うので、展示していただいて、これがトイレカーですよという形で、そういうことも考えられると思うんですけども、今後、まず野洲市のイベントに関して、仮の話をするのは駄目ですけども、そういう形で活用も考えられると思うのですが、もう一度部長の見解をお伺いします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、再々再質問にお答えさせていただきます。

確かにイベント等で展示するだけでも意識の向上につながると思いますので、実際、災害が起こった場合のトイレの配置と平常時の活用を、双方含めまして、野洲市としてトイレカー導入が活用、運用していく中で効果的なのか有効的なのかという点を総合的に判断いたしまして、導入のほうも検討してまいりたいと思います。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） では、問5に移ります。

広域連携、相互応援について、災害時に備え、他の自治体とのトイレカー相互応援体制についてどうお考えになっているか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、5点目のご質問にお答えいたします。

災害時におきます広域的な連携につきましては、被害を軽減し迅速な復旧を図る上で極めて重要と考えております。トイレカーの相互応援体制につきましては、令和7年6月1日より運用開始されました災害対応車両登録制度を有効に活用するなど、他の自治体と連携した応援体制の構築に向けて検討してまいります。加えて、広域での災害時の連携を目的として、野洲市を含めた全国22市町で協定を締結しております市町村広域災害ネットワークにおきましても、自動ラップ式トイレなどの相互応援体制についての情報を共有し、応援体制の構築を既に進めているところでございます。引き続き、こうした広域的な災害応援協定を最大限に活用し、災害時の避難所の環境改善に向けた検討を進めてまいりたい

と考えております。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今22市町と連携を結んでおられることであつたと思います。今後、より一層、22が多いか少ないかは別としまして、県や近隣自治体とのより一層の連携を進める考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

近隣の自治体等も既に締結しているところもございますし、また県内の事業所さんとも災害協定のほうを結んでいるところもございます。おっしゃっていただきましたように、さらにそういう協定が結べるところがございましたら、協定のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） ぜひ、今22という数字を言っていただきましたけれども、多ければ多いほどいいというわけじゃないかもしれませんが、やっぱりもう本当に繰り返しますけれども、災害時の、いつ起こるか分からない状況になっておりますので、いろんなところの市町と連携を進めていただけるよう、またよろしく願いいたします。

まず、この災害時に活用可能なトイレカーやキッチンカーといった車両を事前に登録する、先ほど井狩部長もお伝えいただきましたけれども、国の災害対応車両登録制度が6月で1年を迎えております。これは公明党が推進してきたものでありますが、徐々に登録件数が拡大し、被災地で活用事例が生まれていると聞いております。登録をしておくと、災害時の派遣で生じる燃料費、ガソリン代だと思うんですけれども、それと人件費などは、国が最大9割を補助するということを聞いております。このことも踏まえて、もう一度トイレカーの導入について検討していただけるかどうか、見解をお伺いします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） 再質問にお答えさせていただきます。

繰り返しの答えとはなりますけど、トイレカー導入につきましては、費用対効果等を検討いたしまして、その結果、仮に導入となりましたら、今おっしゃっていただきました災害対応登録制度のほうに登録できるようにしていきたいと思っております。

ちなみに今現在この登録制度のほうですけど、野洲市のほうはもう受援登録のみ、もし何かあったら応援いただく、登録のほうはさせていただいている状況でございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） ありがとうございます。

費用対効果ということを今、何度も繰り返しお話をされておりますので、もちろん金額が高額になりますので、大事なことだと思います。

また、できる限り、やっぱり他の市町と連携を結ぶことによって、野洲市のアピールっておかしいですけども、宣伝にもなるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後の質問、問6に移ります。

災害時のトイレ問題は、単なる衛生問題だけではなく、高齢者や障がい者、女性、子どもなど、要配慮者の命と尊厳を守る課題であるとも考えられます。本市におきまして、福祉避難所との連携や女性視点を踏まえ、トイレカーの導入を含めた避難環境整備をどのように進めていくのか、市長にお伺ひいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 皆さん、おはようございます。本日も一日よろしくお願い申し上げます。

それでは、6個目の質問、トイレカー導入を含めました避難環境整備をどう進めるかのご質問についてお答えをいたします。

災害時におけるトイレの問題は、単なる衛生上の問題にとどまらず、高齢者や障がいをお持ちの方、女性、子どもなど要配慮者の命と尊厳に直結する極めて重要な課題であると認識しております。特に避難生活におきましては、安心して利用できるトイレの環境の確保が災害関連死を防ぐ上でも不可欠であります。

本市といたしましても、多様なニーズに応じたきめ細やかな支援体制の充実を図るとともに、議員がおっしゃった女性の視点も十分に反映させ、ハード、ソフト両面から誰もが安心して過ごせる避難環境の整備を進めていくことが重要であると考えております。

議員ご提案のトイレカーの導入そのものにつきましては、この導入に関する検討に当たりまして、先ほど部長より答弁いたしましたとおり、費用対効果や、また避難所ごとのトイレの配置体制の見直しを、まずは見極めていく必要があるというふうに考えておりますし、またトイレカーだけで解決できるものでもありませんので、現在の備蓄機材の充実や広域ネットワークによる連携の強化、さらには福祉部局とも連携した要配慮者の個別避難計画の推進等も含めまして、誰一人取り残さない安全、安心な避難環境の整備に向けまし

て、引き続き努めていきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） ありがとうございます。

先ほども、国の災害対応車両登録制度について申し上げました。繰り返しになりますけれども、これは公明党が被災後の劣悪な避難環境による災害関連死を防ぐ観点から、避難所へのＴＫＢ、トイレ、キッチン、ベッドの円滑な配備を一貫して主張してまいりました。近年の災害では、避難所におけるトイレ環境の確保が被災者の健康維持、そして人としての尊厳の保持に直結する重要な課題であると改めて明らかになっております。

野洲市におきましても、今後想定されます大規模災害に備え、高齢者や、それから障がい者をはじめとする要配慮者への支援、福祉避難所との連携、さらには広域な応援体制の構築が重要であると考えます。その上におきまして、災害時におけるトイレ環境の確保は、市民の命と尊厳を守る重要な課題であると思います。繰り返しになりますけれども、トイレカーの導入につきましては、大きな意味で市民の命を守ることにつながるのではないかと思います。避難所環境の充実をどのように進めていくか、今後の行政の皆様と連携しながら、取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、この質問を終わります。

では、2つ目の質問に入らせていただきます。

入札不調への対応について。

近年、全国の自治体において、公共工事の入札が成立しない入札不調が大きな課題となっております。その背景には、建設資材価格の高騰や人件費の上昇、さらに建設業界における慢性的な人手不足があると言われております。特に大型の公共工事につきましては、当初想定していた事業費では対応できず、事業そのものの見直しや延期を余儀なくされる事例も増えております。例えば、奈良市では小学校の新校舎建設事業において、当初約51億円としていた事業費では入札参加業者が現れず、不調となりました。資材価格や人件費の高騰を受け、市は増額補正を提案したものの、議会との調整が難航し、一部工事の先送りなど、計画変更を余儀なくされております。また、名古屋市や鹿児島県におきましても、大規模公共施設整備で入札不調や事業費増額が相次いでおり、全国的な課題となっております。

こうした状況は単なる建設業界の問題にとどまらず、学校施設や道路、上下水道、防災インフラなど、市民生活に直結する公共事業の遅れにもつながる懸念がございます。さら

に、事業の見直しや再入札に時間を要する間にも物価上昇や人件費高騰が進み、結果として、自治体財政の負担がさらに大きくなるという悪循環も指摘をされております。

本市も例外ではございません。そこで、本市における入札不調の現状認識と影響、そして今後の対応についてお伺いいたします。

問１、本市における近年の入札不調の発生状況の現状をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） 皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、１点目の現状についてのご報告ということでご回答申し上げます。

総務課におきまして執行しております建設工事、また建設工事関連業務についてのお答えでございます。令和７年度における建設工事に関する入札執行件数６２件に対しまして、入札不調はゼロ件、入札不落は３件発生をしております。また、建設工事関連業務委託に関する入札執行２７件に対しましては、入札不調はゼロ件、入札不落は１件発生しておりますのでございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○３番（木下伸一議員） ６２件のうち不調はゼロ、なしということで、不落は３件ということをお聞きいたしました。この不落の３件について、分かる範囲というか、もし公表できるのであれば、その内容を教えてもらうことは可能でしょうか。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

不落３件の内容ということで、しゃべれる範囲内ということにはなりますが、こちらにつきましましては、共に入札いただきましたが、いわゆる価格が最低制限価格を下回ったということで不落ということの入札結果でございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○３番（木下伸一議員） では、次の問２に移ります。

公共事業への影響について、入札不調による事業スケジュールの影響は生じているか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、２点目のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げました結果といたしまして、当方、令和７年度において入札の不落が３件発生したところでございます。その工事スケジュール等に変更があったかという観点

でご回答申し上げます。

こちらにつきましては、不落後速やかに再度入札を執行いたしまして、これに伴いまして、結果的に各事業の計画変更等は発生しておらないというところでございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 不落が3件ありましたけれども、計画変更は発生しないということで、スケジュールどおり進んでいるという形で理解してよろしいのでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） そのとおりで結構でございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 学校施設、それから道路、それから上下水道など、市民生活に関わる事業の影響についてどう考えておられるか、見解をお伺いします。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） 一般的にという形でのご回答にはなりますが、当然入札不調ないしは入札不落といったことが長引きますと、議員ご心配のように、事業への影響というのは考えられるところであります。こうした学校施設、道路、また下水道などの整備の遅れというのが生じますと、当然のことながら市民サービスの低下、さらに安全面での確保といったところに影響が及ぼす可能性があるというのが心配されるところであります。不調や不落となった事業につきましては、その原因をしっかりと精査いたしまして、速やかに再入札を実施することで事業スケジュールの遅れをなくすというのが重要であるというふうな考えをしておるところでございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 原因を精査して、それからまた行動を起こしていくということでお伺いしました。

では、問3に移ります。

市内建設事業所の現状と課題についてをお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、3点目のご質問にご回答申し上げます。

総務課におきまして執行しております建設工事というのを前提にお答えということになります。当市におきましては、地元事業者の受注機会の確保の観点から、一定額以下の工事につきましては、工事業種や工事規模に応じて格付区分を設け、案件ごとに指名競争入

札を行っております。工事業者が少数である業種区分というのもございまして、入札における競争性の確保の観点から、当市の課題であると認識しておるところでございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、指名競争入札で行っているということをお聞きいたしました。この技術者の不足とか、それから担い手不足に対して、市としてどのような支援や配慮を行っておられるか、お伺いをいたします。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

入札制度を通じまして、地元企業への継続的な経営ができる環境を整えることがまず重要であるというふうに考えております。そのためには、市内の業者育成のための、先ほど申し上げましたような指名競争入札を引き続き実施する中で、市内業者さんの育成、また体力の強化を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

併せまして、どうしても公共工事は年度末が集中するという部分がございますので、そうしたところを平準化できるというのが一定、人員なり技術者の有効な配置につながるものと考えておるところでございます。可能な限り早期に契約入札を発注するとか、そういった形で年度内に限ってということにはなりますが、できる限りの分散ができるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） ありがとうございます。

この市内の建設業者さんにつきましても、ある程度大きなところから、もう本当に私のところもそうなんですけども、小さい個人事業所がやっているところもあると思いますので、できる限りまた市内の業者さんが活用できるように、またしていただければと思います。

続きまして、問4に行きます。

今後の対応については、適正な予定価格設定や工期設定等をどのように対応していくか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、4点目のご質問にご回答をさせていただきます。

公共工事の積算業務につきましては、工事内容により別途設計業務として発注している案件もありますが、標準的な基準書に基づいて適正に行っておるところでございます。こ

れまでどおり、最新の積算基準の採用や労務単価の適切な反映、早期発注による余裕を持った工期設定を行い、適正な競争環境を確保することで入札不調を防止するとともに、公共工事の品質確保、公共インフラ整備の進捗を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） この発注時期の平準化、それから柔軟度の契約手法というのは、またご検討されていますでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） 工期の関係で一部取り組みをさせていただいておる部分がございます。余裕期間制度というのを設けておりまして、いわゆる工事に契約後すぐに着工していただくのではなく、一定、工事期間までの間に余裕期間を設けさせていただくという制度でございます。これによりまして、受注された業者のほうがこの期間を利用しまして、資機材の準備、そしてまた労働者の確保といったようなことを計画的に行えるという制度でございまして、こうした工期設定等を活用することによりまして、いわゆる工事の時期の平準化が図れるのではないかというふうに考えておるところでございますし、また先ほど来、人員の関係につきましても、その期間を通じまして、また資機材につきましても、この期間を通じまして、計画的に発注ないしは配置を行っていくことができるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 先ほどおっしゃいました余裕期間制度というのはどれぐらいの期間を示すのでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） 最近の事例で申し上げたいと思います。令和6年度にコミュニティセンターきたのの大規模の改修工事を実施しております。この際、建築主体につきましては、議会の議決案件ということになりますので、当然入札後、議会の議決をもって本契約という形となっております。一方、電気設備、機械工事につきましては、議会の関係に係る金額以下の契約でございますので、この部分につきましては、同時に本体のほうと同じ形で契約をさせていただきまして、実際の工事が始まるまで、いわゆる議会の議決を取るまでの間、この間に余裕期間として一定期間を設けさせていただいたというのがございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） では、問5に行きます。

今後、入札の不調を減らしていくためにどのような改善策が講じられるか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 西村総務部長。

○総務部長（西村拓巳） それでは、5点目のご質問にご回答させていただきます。

入札不調、また入札不落を減らすということにつきましては、最新の労務費や資材価格を反映した適正な予定価格の設定、発注時期の平準化などを総合的に進めることが重要であると考えておるところでございます。これによりまして、建設業者が参加しやすい環境を整えるとともに、公共工事の着実な実施につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 先日もある地方新聞におきまして、建設費の高騰やその資材不足などを背景に、自治体の約9割が入札不調を経験しているという報道がございました。もちろん本市だけではございません。入札不調は単なる契約手続上の問題だけでなく、学校施設や道路、上下水道、防災インフラなど、市民生活を支える公共事業の遅れにつながる重要な課題であると思います。また、その背景には建設業界における担い手不足や、また技術者不足といった構造的な問題もあると考えます。

野洲市におきましても、入札不調への対応は将来にわたって持続可能な行政運営を行う上でも重要な課題と考えます。公共事業の円滑な推進に向けた今後の取り組みを期待させていただき、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（津村俊二） 次に、通告第14号、第9番、永島知香議員。

○9番（永島知香議員） 第9番、永島知香です。

私は、過去2回、コミュニティバスについて質問をさせていただいております。これまでたくさんご検討いただいたことだと思います。しかしながら、多くの市民の方がいまだ納得のいく結果になっているとは思えず、7月の確定までもうあまり時間がありませんが、再度コミュニティバス地域交通の再編について質問をさせていただきます。

1つ目です。

5月19日に行われた令和8年度第1回野洲市地域公共交通会議を傍聴させていただき

ました。２月に伺った再編案から大きな変更はなかったように思います。今回の再編の背景には、「市立野洲地域医療センターの移転への対応を踏まえ、施策を展開する」とあります。再編の目的には「移転も踏まえ」とありますが、７路線中、病院へ直通があるのは３路線です。この状態は今後の病院の利便性にも大きく関わる問題だと思うのですが、どのようにお考えか、市長と病院側のお考えをお聞かせください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、永島議員のコミュニティバス地域交通の再編について、その１つ目、市立野洲地域医療センターへの直通が３路線であることへの見解についてのご質問であります。

お答えいたします。

野洲市コミュニティバス「おのりやす」は、令和９年３月に予定している市立野洲地域医療センターの開院に伴う民間路線バス、永原循環線のダイヤ改正に合わせて実施するものです。本市としましては、地域内公共交通の主体であります民間路線バスと、それを補完するコミュニティバスの役割を整理し、地域公共交通全体の最適化を図ることを目的としています。コミュニティバスは市立野洲地域医療センターへのアクセス手段にとどまるものではなく、市民の日常生活に必要な場所への移動手段として機能することが重要であると認識しています。そのため、拠点間輸送となります野洲駅と市立野洲地域医療センターのある総合体育館周辺を結ぶ民間路線バス、永原循環線を活用することなどにより、コミュニティバスの運行時間の短縮や便数の確保などを図っていきます。

今回の再編案につきましては、市内全域におけるコミュニティバスの役割を踏まえ、乗り継ぎが必要となるものの、利用実態や運行上の制約を総合的に勘案した結果、最も適切な方法であると判断しております。

○議長（津村俊二） 駒井野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 永島議員のご質問について、病院を考慮ということでございますので、申し上げたいと思います。

コミュニティバスの路線が新しい市立野洲地域医療センターの利便性に大きく関わるという議員のご見解については、私どもも同じ認識でございます。その他の見解といったところにつきましては、市立野洲病院は公営企業ではありますものの、市長の補助機関であることから、市長が最適とおっしゃる以上、別の見解を打ち出せることはいたしかねるというところでご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） 再質問です。

今、市長より最も適切な方法、最適だという答弁をいただきました。最適、最良と言ってしまえば、これ以上よくなることがないのかと心配になりました。そして、病院事務部長からも、市長と同じ考えだと伺いましたが、私が住んでいる地域から新病院へ行くルートを考えましても、すごく遠回りです。駅の南口から北口へ渡り、乗り換ええないといけない状況です。なぜこれが最適なのでしょう。病院や患者さんの立場に立って、これが最適だと思われたのでしょうか。病院事務部長は、病院側からの立場で見て、本当に最適だと思われていますか。

それと、先ほども申しましたが、2月の説明会の資料には、再編の目的として、地域医療センターの移転を踏まえ、施策を展開するとはっきり書いてありました。しかしながら、先ほどの答弁では永原循環線のダイヤ改正に合わせた、目的が変わっているように思いました。目的はいつ変更されたのでしょうか。病院としても、こちらは納得されているのでしょうか。駒井病院事務部長にお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 駒井野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 再質問のほうにお答えをさせていただきたいと思っています。

1 答目で申し上げましたように、私どもはあくまでも櫻本市長の補助組織でございます。補助機関でございます。したがって、市長が最適と考えておられるわけでございます。これは市長の判断でございますので、いわゆる全体適正という観点に立ってのご判断かというふうに私は拝察しておるわけでございますが、違法でない限り、市長がそのようなご見解をお持ちいただいている以上は、同じ考えであると申し上げる他はないというところでございます。

ただ、病院の患者さんの立場に立ってというところを今もおっしゃいました。その辺を鑑みてみますと、通告いただいている次の質問の中で、患者さんのための病院としてのオプションの輸送手段を考えていないのかというご質問に対して、本当に先駆けて申し上げるわけにいかないんですけども、一定の対策を病院として考えておるということをご答弁させていただく予定になってございますので、そういったところから病院の立場、私どもの立場というところをご理解いただきたいなというふうに思うところです。

それと、2つ目にお伺いいただきました、目的が変わっているということについてどう思うのかというところでございます。実は今回の市長の答弁で、永原循環線の増便に合わせてというような形で、先ほどもご答弁があったところでございます。これは答弁書の内容のとおり、私も理解しておるところでございますが、実はこの部分につきましては、私どものほうから、そのような内容にむしろしていただきたいというように、このたびの答弁の調整のディスカッションの中で市長の御前で、私どものほうからお願いした経緯がございます。といいますのは、冒頭の質問で議員からご指摘いただいておりますように、市立地域医療センターの開院に合わせてというフレーズがずっと載っかってきたわけでございます。これは、振り返りますと、令和4年の基本計画の策定の段階から、新しい病院の開院に合わせて、市内の公共交通、いわゆるコミバスの再編検討をやっていこうという、これはもうずっと掲げていたことでございますから、そのタイトルでもって、今回、令和9年3月に合わせて、コミバスのダイヤ改正を担当部局のほうですずっとご検討いただいていたわけでございます。

ところが、やはり市立野洲地域医療センターの開院に合わせたコミバスの路線改定であるというのには、我々としては、若干実態が伴っていないのではないかとこのところから、議員のみならず、他の多くの方からも疑問なりご批判をいただいて、2月のダイヤのリリース以降に降いてきた経緯がございますので、そこについては、もうその言い回しはやめてくれということをお願いをした経緯がございます。このコミバスの路線変更につきましては、担当部局のほうで鋭意検討がなされてきたわけございまして、その内容でございますね、成案に至ったわけでございますが、その内容につきましては、私ども病院サイドとしましては、より患者に優しい路線設定を具体的にも、あるいは観念的にも、担当部局のほうに要望を、意見を常に申し上げてきた経緯がございます。それは資料としてちゃんと残っておるんですけど。

ところが、このような結果で、一旦、中間集約的な形で今なっておるんでしょうが、なされまして、それに関して市長は最適であるとおっしゃっておられるところ、同じ考えである中で、そのキャッチフレーズについては、もう病院のためにやったんやというような言い方に聞こえますので、そこはもう改めてほしいということを庁内でお願いをして、今日に至っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○ 9 番（永島知香議員） 2 つ目の質問に行きます。

路線バスの利用促進ももちろん大切なことで、そこに関しては重々理解をしております。しかし、公共交通の再編によって、これまで通院できていた方が行きづらくなったと通院も断念されてしまうようなことがあれば、本来の目的が十分果たされないのではないのでしょうか。例えば、主要なバス停から病院までのシャトルバスやデマンド交通による移動支援があれば、通院する方はそこに合わせてコミュニティバスで向かい、駅の南口から北口へ移動することなく病院まで行くことができる、そういう通院を目的とした移動手段について検討する考えがあるのかをお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 駒井野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 永島議員の 2 点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、病院のデマンドバスにつきましては、これは基本計画のほうで計上をしてきたことで、検討をずっと重ねてきたものでございますが、結論的に申し上げますと、オペレーターの設置など、一定 I C T を確保しましても、オペレーターの設置が必要であるなど、運用面の困難性と、あと複数のドライバーが確保しなければならないところ、そういったところが到底難しいと判断いたしましたところから、開院時の 9 年 3 月に運用を始めるといふことについては断念をいたしました。

一方、8 年 3 月の初旬の 5 日間、今年 3 月初旬の 5 日間、当院来院者、外来来院者 8 0 0 人を対象に再度アンケートを取ったところでございますが、取った結果を基に、野洲病院、現状においても、コミバスなど、公共交通を利用して通院されている患者が一定多い地域というのが見えてまいりました。したがって、そういった地域を起点とするコミバス路線で、かつ当該コミバスからコミバスの永原循環線へ乗り継いで来院されるとなると、相当の距離と時間が必要になってしまう。つまりは、永原循環線の乗客を奪わないと見込むことができる数路線を対象に、議員がおっしゃるような、いわゆる適当な乗換えポイント等を設定して、シンプルに、そこから病院までワゴンを運行するなどといった通院支援策、これにつきましては、住んでいる地域にかかわらず、町の中核的医療機関へ、本当に等しくアプローチができるということを確保するという、一定、一般施策、地域医療施策として位置づけられることから、そういった位置づけの中で実施する方向で、現在、鋭意検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） 次の質問に行きます。

今回の再編に当たり、各学区において丁寧に説明会を実施いただいております。2月に学区を回られた際に、私は自治会長という立場で参加させていただきました。また、6月にも三上学区に来ていただいております。しかし、いずれもある程度ルート案が固まった段階での開催であり、さらに当日に多くの資料が配布され、意見を求める形式であったため、十分な傾聴と対話による双方向のやり取りが行われていたのか疑問に感じる部分もありました。今回の進め方については、どのような認識でおられるのでしょうか。十分な意見の聞き取りができたとお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは3点目、今回の再編のあり方、再編の進め方についての認識と十分な意見の聞き取りができたかどうかということについてのご質問であります。この再編につきましては、これまでの実際のご利用者の方の声を踏まえまして、そういったお声を前提として、市民の日常生活に必要な場所への移動手段として機能するコミバスの役割を踏まえて、利用実態や運行上の制約を総合的に検討した結果をお示した上でご意見をいただくという手法を取ったものであります。

また、意見の聴取につきましては、必要に応じて各学区と複数回にわたり協議を重ねるとともに、個別協議が必要な自治会に対しましても、同様に対応しているというところがあります。こうした協議の中でいただいたご意見につきましては、運行ルートの微調整や停留所の集約化、位置の見直しなど、真摯に精査し、可能な限り再編案へと反映させているというものであります。

以上のことから、今回の再編の進め方につきましては、可能な限り協議を重ねたものと考えております。

また、永島議員のほうから傾聴と対話ということでご発言がございまして、この定義をどう議員がお考えになっているかというところも、ぜひ聞いてみたいところではあるんですけども、少なくとも今回のこの事案についてもう一度述べますと、例えば、そのルートを考えるときに、住民の方と全く何もない状態で話し合いをしてまとまるのかどうかというところが大きいと思っております。最終的に限られた時間の中で1つにまとめなければならないという行政の責任というものを考えますと、全く固まったといいますか、案もなく、市民との対話に臨むということは、少し現実的ではないのではないかなというふうに考え

ております。お聞きいただいておりますこの進め方といたしましては、修正の余地も残しながら市民の方との対話に臨んだ担当部局の進め方は妥当なものだというふうに認識しております。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） 再質問です。

運行ルートの微調整や停留所の集約化など、意見を反映いただいたことは認識しております。しかしながら、説明会に参加された方々の中には、既に決まった案の説明を聞いたと感じた方も一定数おられました。市としては、再編に向けた説明会や意見交換の場を市民の方の意見を聞き、計画に反映するための場と考えておられたのか、それとも再編案について理解を求めるための場と考えておられたのか、お聞かせください。

先ほど、何の案もなくいきなり聞くのは難しいというふうにおっしゃっていましたが、この再編案は市民の方の日常生活に関わる重要な政策であります。運行ルートがある程度決まった段階ではなく、検討の初期段階から地域住民と対話しながら方向性を検討するという手法もあったと思います。そのような進め方をされなかった理由を教えてください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 前段部分についてお答えをしたいというふうに思っております。

ケース・バイ・ケースの部分もありますので、今、いただいたようなご提案といいますか、ご指摘も今後踏まえて、できるだけ早く、そして丁寧に聞くということ、いろいろ制約が行政はございます。その中で最大限の努力は担当課もしてくれていましたけども、結果として住民の方にとって、少し話がかなり進んでしまった段階で協議を受けたなど、懇談を受けたなどというふうに感じていただいているのであるならば少しおわびを申し上げたいと思いますけども、今後はできるだけそういうことのないように、丁寧に早めに協議をしたいと、このように考えております。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） では、次へ行きます。

1 項目め、最後の質問です。

路線バスの利用者を増やすために、ＩＣカードの導入や近江鉄道バスなどが発行している小判手形など、様々な利用促進策に取り組まれていること、また担い手不足が深刻化する中、永原循環線の増便などにご尽力いただいていることに関しては理解をしております。

そのような中で、これまで公共交通の利用が少なかった層に対して、さらに利用を促していくための施策について、市としてどのようにお考えか、お伺いいたします。例えば、総合体育館で開催される学生のクラブ活動の大会等における保護者の送迎やマイクロバス借りに係る負担軽減の観点から、路線バスも活用していくことも有効ではないかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 永島議員からいただきました、これまで公共交通の利用が少なかった層に対する公共交通の利用促進につきまして、せっかくご質問いただきましたので、少し長くなるんですけれども、内容について詳細に説明させていただければと思います。

路線バスの持続可能性を高める上で、運転免許を所持していない子どもや高齢者など、これまで公共交通の利用が少なかった方々に対し、利用促進を図ることは重要な課題であると考えております。本市といたしましては、現在、利便性の向上、移動に対する負担の軽減、アクセス性の強化の3つの観点から利用促進策を検討しております。

まず第1に、利便性の向上についてであります。

拠点間輸送としまして、野洲駅から地域医療センター及び総合体育館を結ぶ民間路線バス、永原循環線の増便を実施いただきます。また、コミバスへのI C O C A決済システムを新たに導入いたします。これによりまして、支払い時の負担感を軽減し、より円滑な移動環境の整備を図ってまいります。

第2に移動に対する負担の軽減についてであります。

まず、民間路線バス永原循環線とコミバスとの乗り継ぎ制度を新たに導入し、運賃面での負担軽減を図ります。さらに、学生に対する通学定期購入費補助制度を導入し、通学時の送迎負担を軽減するとともに、公共交通の利用習慣を定着させることで、将来的にもマイカーに過度に依存しない移動手段の選択につなげ、公共交通利用への心理的障壁の軽減を図ってまいります。また、一部の民間路線バスにおいて外出支援が必要な高齢者層を対象とした高齢者用定期の購入費補助制度も導入いたします。

第3に、アクセス性の強化についてであります。

バス停から離れた地域にお住まいの方々にもバスを利用いただけるよう、バス停近くに駐輪場を設け、自転車とバスに乗り継ぐサイクル&バスライドの実証実験を実施いたします。これにより、永原循環線の持続性を確保しつつ、より広い地域からの利用促進を図っ

てまいります。

次に、議員からご提案いただきました総合体育館での大会等における路線バス活用についてであります。関係部署やバス事業者とも連携しながら、大会主催者の方への情報提供や利用案内の周知などを検討しておりまして、公共交通のさらなる利用促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） 今、たくさん利用促進策を伺いました。先般、痛ましい部活遠征中のバス事故が発生しました。私自身も中学生の運動部の子どもを持つ母親として、保護者による送迎の負担や安全な移動手段の重要性も感じております。お迎え1つとっても終了時間も気にしながら、予定を調整するなど、保護者の負担は決して小さくありません。そのような中、野洲市の総合体育館へのアクセスは土日も公共交通機関がしっかりしているということを利用者や市民の方に知っていただくことも重要だと思います。周知の方法というところがいつも課題になっていると感じておりますが、総合体育館所管の市民部長にお伺いいたします。総合体育館を利用する方に路線バスやコミュニティバスの利用を促すための周知や啓発について、都市建設部と連携しながら取り組むお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、再質問のほうをお答えさせていただきます。

総合体育館のほうは市民部も所管をしており、私のほうでお答えさせていただきます。

永原循環線が増便されることにつきましては、総合体育館の利用者にとりましても、利便性が向上されると考えております。先ほど、議員からご提案いただき、都市建設部長の答弁にもございましたが、総合体育館を利用いただく市民の方だけではなく、大会主催者など、関係者に周知をしてまいりたいと考えております。このことによりまして、総合体育館の利用の増加につながりまして、また永原循環線の乗客も増え、相乗効果が期待されるところと考えておりますので、都市建設部等を含めて連携を取りまして、周知のほう図ってまいりたいと思います。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） ありがとうございます。

ぜひ力を合わせて取り組んでいただくことをお願いし、次の2項目めの質問へ行かせていただきます。

昨今、２０５０年問題という言葉をよく耳にします。この野洲市においても、少子高齢化、それに伴う労働力不足等の問題は例外ではありません。そこで、まち・ひと・しごと創生、地域創生に向けた地域産業の担い手確保や若者の定住を目的とした若い世代に選ばれるまちづくりの一環として、野洲市においても奨学金返還支援制度の導入を検討してはどうかという考えからお話しさせていただきます。

現在、滋賀県で奨学金代理返還制度という制度があります。こちらは、奨学金を返済している従業員に手当等を支給することで奨学金返済を支援する事業者をサポートする事業です。こちらの滋賀県の制度とはまた別で、先日、甲賀市が実施している奨学金等返還支援交付事業について、甲賀市役所の担当の方にお話を伺ってきました。若者の定住促進や市内就労につながる大変参考になる取り組みであると感じました。また、この制度は、議員からの提案をきっかけに導入された経緯があるということも伺いました。そこで、甲賀市の事例も参考にしながら、奨学金返還支援制度に対する野洲市としてのお考えをお伺いいたします。

１つ目です。

現在、野洲市では、保育士奨学金返還支援制度や野洲市看護学生修学資金貸与制度など、人材確保に向けた支援が実施されております。こうした取り組みは、専門人材確保に一定の効果があるものと考えます。一方で、奨学金の返済に悩む若い世代は特定の業種に限られるものではありません。大学等を卒業した若い世代にとって、奨学金の返済は大きな経済的負担となっており、就職先や定住を考える上で大きな影響を与えていると思います。こうした中、野洲市においても、奨学金返還支援制度の導入を検討してはどうかと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、永島議員の奨学金返還支援制度の導入と地域活性化についての１点目の奨学金返還支援制度の導入検討についてのご質問にお答えをさせていただきます。

奨学金返還支援制度につきましては、独立行政法人日本学生支援機構におきまして、奨学金返還者を応援する取り組みといたしまして、企業等の奨学金返還支援制度が導入されています。これにつきましては、企業さんのほうが従業員に代わって直接同機構に奨学金返還残額を送金するものであります。その返還額に係る所得税は非課税となるなど、企業さんにとっても、採用活動へのＰＲや離職率の低下につながるものと考えており

ます。したがって、まずは本制度につきまして、商工会や工業会等の関係団体に機会を見て周知を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

また、市として返還費用を助成することや制度の導入を現時点では考えてはおりませんが、市内事業所への就業支援などの側面から、有効な制度となるか、県や近隣市町の動向を注視してまいりたいと、このように考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） では、次の質問に行きます。

若者の定住促進や市内就労支援を進めていく上でも、奨学金の負担軽減に向けた取り組みは重要であると考えます。また、野洲市では企業との包括連携協定も進められておりますが、現状では具体的な支援策に十分生かされているとは言い難いと感じております。包括連携協定については、今後さらに若い世代への支援策に生かしていける余地があると考えますが、市の見解もお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、永島議員の2点目のご質問につきまして、お答えのほうをさせていただきます。

ご承知いただいておりますとおり、本市では民間企業などとの包括連携協定を複数締結させていただいているところではございますが、現時点では、奨学金返還支援に関連いたします包括連携協定はございません。現在まで市と民間企業などが締結している包括連携協定につきましては、各企業などの技術的な長所などを生かした提案を起点に、市が全庁的に抱えます課題を共有させていただきまして、双方が協力して課題解決をすることを目的とさせていただいているところでございます。

なお、議員からご紹介がございました県の奨学金返還支援制度につきましては、包括連携協定の相手方になります企業などのご判断となるところではございますが、企業を見つけて、投げかけのほうをさせていただきたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） 企業との連携の重要性については認識の共有ができたかなと思いますので、今後も若者支援の観点から、様々な可能性を検討いただくことをお願いして、

次の質問へ行きます。

3つ目です。

野洲市は製造業を中心に多くの企業があり、若い世代の定住促進や人材確保につなげていく視点も重要であると考えます。また、大学等卒業後の支援だけではなく、将来的人材確保の観点から、小中学生や高校生が地域産業や地元企業に興味、関心を持つ機会づくりも必要だと思います。今後、高専の開校も予定される中、野洲市として企業との連携も小中学生や高校生のキャリア教育や地域産業への興味、関心へとつなげていくお考えがあるのかをお聞かせください。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、永島議員の3点目のご質問についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、野洲市には製造業をはじめ、多くの企業があり、企業との連携は、児童生徒が地域の産業や仕事を身近に感じ、将来の進路やキャリアについて考える上で大変重要であると考えております。現在、小学校では、地域のお店見学や出前授業、中学校ではチャレンジウイークなどの職場体験を通して、働くことの意義や地域社会とのつながりを学ぶ機会を設けております。こうした積み重ねは、子どもたちが地域を知り、地域への愛着を育み、キャリア教育の基礎を築く大切な学びの場であると認識しております。また、野洲市に開校予定の県立高等専門学校につきましても、地域産業との関わりも深める契機になるものと期待をしております。

市といたしましては、学校や地域が企業と連携しながら、児童生徒が様々な経験を重ね、地域の企業や産業への興味、関心を高め、自ら将来を主体的に考えられるよう、キャリア教育の充実に努めてまいります。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） 工専の開校という大きな機会を迎える中で、子どもたちが地域産業や地元企業を知る機会をさらに増やして充実させていただくことを期待しております。

では、最後の質問です。

野洲市の未来を担う若者への支援は、本人の負担軽減にとどまらず、市内企業の人材確保や地域活性化にもつながるなど、地域全体に波及効果のある取り組みであると考えます。また、小学、中学、高校生の段階から地域産業や地元企業に触れる機会をつくることで、地域への愛着や将来的な地元就職への関心を育むのにもつながるのではないかと期待します。

ここで問題になるのは財源面です。こうした制度の実施に当たっては、財源の確保など、様々な課題があると思います。ふるさと納税は野洲市を応援したいという思いを持った方々からの寄附でもあり、その活用について検討する余地はあるのではないかと考えます。その中でも、まちづくりの原動力となる市民活動を支援するための事業やまちづくりを担う人を育てるための事業に該当すると思います。この将来に向けた支援や人材育成への取り組みは、地域活性化にもつながる未来への投資でもあると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、4点目のご質問につきまして、お答えのほうをさせていただきますというふうに思います。

本市にお寄せいただくふるさと納税につきましては、地域の魅力を全国に発信するとともに、貴重な財源を確保するための重要な施策であると認識をさせていただいているところでございます。寄附金の使い道として設けられている項目のまちづくりの原動力となる市民活動を支援するための事業、いわゆる市民活動でございますが、またまちづくりを担う人を育てるための事業、教育、子育てにつきましては、現在、市民活動促進補助金や民間保育所・学童保育所運営事業費などとして有効に活用をさせていただいているところでございます。

議員から様々なご提案をいただいたところでございますが、ふるさと納税の活用につきまして、野洲市の未来を担う若者への支援という観点につきましては、寄附者にとっても、自らの寄附が野洲市の未来を担う若い世代への応援につながるという非常に共感を得やすく、また有意義に感じていただけることと思います。今後は、事業の目的と効果を見極めながら、各担当部門とも検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 永島議員。

○9番（永島知香議員） 前向きな答弁もいただいたものと受け止めております。単発的な取り組みも大切ではあると思いますが、若い世代の定住促進や人材確保、さらには地域活性化にもつながる施策として、他市事例等も研究いただきながら、野洲市に合った制度となるようご検討いただきたいと思います。

今後の取り組みに期待を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午前１１時１５分といたします。

（午前１０時５８分 休憩）

（午前１１時１５分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第１５号、第１０番、遠藤総一郎議員。

○１０番（遠藤総一郎議員） 第１０番、遠藤総一郎でございます。

今回の一般質問では、大きく２問、質問をさせていただきたいと考えております。

まず１点目でございます。

移動図書館事業に係る運行計画についてでございます。

前回の定例会におきまして、令和８年度、教育方針に対する代表質問に対しまして、本件に係ります大きな方向性なり、考え方についての答弁がございました。本市が来年度、令和９年度に取り組む新規事業であり、期待は大きい、その運行計画が大変重要となつてまいります。このことからその進捗度合い等についてお尋ねするとともに、様々な提案もしてまいりたいと考えております。

まず、運行計画を作成するに当たり、子どもたちに夢のある楽しい本を届けるために、次の項目について見解をお伺いいたします。

１番、移動図書館事業をスタートされるに当たり、既存事業である幼児を対象とした各園での読み聞かせ絵本セット等の巡回事業との兼ね合いについては、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） それでは、遠藤議員からの１点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、移動図書館の運行計画につきましては、現在、各地域の方の図書館利用の状況やステーション候補となり得る地域の地理的な分析、子ども、地域、イベント、それぞれの利用対象へのどれだけのリソースを割いて事業を行っていくかなど、様々な要素を基に検討を進めている段階でございます。そのため、お答えにつきましては、現時点での想定となりますことをあらかじめご了承くださいと思います。

それでは、１点目のご質問にお答えをさせていただきます。

読み聞かせ絵本セット等の巡回事業につきましては、保育士や幼稚園教諭が現場で便利に使えるよう、読み聞かせに活用できる絵本が常にあるという環境を作ることを第１の目

的としております。そのため、移動図書館車の運行による利用者への直接貸出しとは若干目的が異なるため、現在のところ継続する予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 本事業は事業の趣旨、目的が異なるというような理解をいたしました。既存事業はそのままでというようなご答弁であったかと思います。この既存事業に加えまして、新たに幼稚園やこども園に移動図書館を走らせるというような理解でよろしいでしょうか。再度質問いたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） 再質問にお答えをさせていただきます。

具体的には、今後の調整となりますが、現時点では既存事業は継続しつつ、移動図書館事業を開始する方向で考えております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 現時点での想定ということで大きな、6月について理解をしているつもりでございます。

次の質問に参ります。

前回の定例会におきまして、学校司書の配置について重点配置校を定め、2名を配置し、他校は学校図書館支援員と連携していくという答弁でございました。本年度の配置（体制）はどのようなになったのか、確認をさせていただきます。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本年度は、三上小学校と祇王小学校の2校に1名、篠原小学校と中主小学校の2校に1名の計お2人、学校司書を配置し、週2日ずつ業務に当たっていただいております。また、水曜日は未配置校の学校図書館を、学校司書及び学校図書館支援員で巡回し、学校図書館の整備を行っているところでございます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 2名の方が、三上小、祇王小、篠原小、中主小ということで。それぞれ1名ということでございます。

1つ、この一般質問通告書を提出してからでございますが、6月9日の京都新聞に、県、2026年度の公立小中学校の図書館ということで、学校司書について微増も、市町に格

差があるというようなタイトルのもとに、大津、野洲には未配置校というようなことで、タイトル、見出しがついて、大きく載ったんですが、実際、この県下19市町の配置状況が一覧になってございまして、野洲市については未設置校もあるというような書きぶりでございます。このことについての見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） 今回、再質問でいただきました報道の件についてお答えをさせていただきますと思います。

先ほど答弁させていただきましたとおり、学校司書は1名が2校を兼務する形となっております。おまして、その他の小中学校におきましては、学校専属の学校司書の配置がないため、未配置と県へ報告したものを基に報道されたものでございます。しかしながら、配置できていない学校にも、学校司書と学校図書館支援員によります学校図書館の巡回整備を行っております。今年は学校司書を1名増員いたしましたので、巡回整備につきましても、昨年度より効果的に取り組むことができるようになっております。現在、学校司書の未配置校が存在する体制となっておりますが、現時点での条件のもとで最大限効果的に読書支援、学習支援を行うことができますよう、学校司書と学校図書支援員、野洲図書館が連携しながら、未配置校におけます学校図書館支援の取り組みを進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 学校司書ということで、今回は移動図書館事業ということで本題に戻りたいと思います。私は常々、京都新聞のほうに「湖国本のある風景」ということで連載されていまして、そのスペースが結構載っていました。いつも、にこにこしながらどうなっていくんやろうなということで、新たな図書館事業があるんだなということで、今日も京都新聞に大きく載っていまして、県立図書館でしたけども、託児サービスを本年度から拡充させるというように載っておりました。こういったことで連載されていますので、またまた皆さんも時間があるときにお読みいただいたらなと思っております。

3問目に移ります。

令和9年度、移動図書館事業をスタートし、小中学校を訪問するとなりますと、具体的には長休み時間帯になると想像しております。限られた時間帯、そしてスポット的な訪問になるのか、またその中で学校司書の方や学校図書館支援員との連携はどのようなことを

お考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） 3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

学校への巡回予定などにつきましては、学校側の受入れ体制やスケジュールなど、様々な調整が必要となるため、学校の実情と合わせ、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。また、学校司書と学校図書館支援員、そして図書館の司書は普段から連携を密に取るよう心がけて子どもの読書活動を進めております。今後、移動図書館車を学校に巡回させることができれば、普段使いの学校図書館と特別な日に来る移動図書館をうまく使い分けて、子どもたちの読書意欲を高めることができるのではないかと考えております。また、授業で必要なときなどにはスポット的な運行を行うことも可能であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 小中学校への訪問については、限られた時間の中での訪問となるものと考えられますことから、いわゆる事前の準備、調整そのものが大事になってくるということだと思います。事前準備についてどういったことが考えられるか、現段階でお考えのことがあれば聞かせください。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） 再質問にお答えをさせていただきます。

学校の対応につきましては、学校の授業のスケジュール等とのすり合わせが当然必要となつてまいりますので、細やかな事前準備、調整を実施することは想定しておるところでございます。乗せていく本の内容や子どもたちの読書への意欲をかき立てれるようなものを用意したいと考えておるところです。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 子どもたちに、子どもたちのスイッチを押すというか、やる気を出させると、そういった起爆剤というか、しているという機会になればと思います。

4問目の質問でございます。

子どもたちに夢のある本を届けると、この意味からして、こどもの家（学童保育所）への運行についてはどのようにお考えなのか、見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） 4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

子どもがいる場所に本を届けるという計画の趣旨から考えますと、こどもの家も移動図書館の運行先としまして、選択肢には入ってくるものです。ただし、スケジュール的に実施が可能かどうかを含めまして、今後の検討とさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 選択肢の1つにはなり得る、今後の検討というような答弁であったかと思います。こどもの家につきましては、ご承知のように季節保育ということで、この期間が長いわけなんですけども、過去には保護者会の授業とか、それからプールでの屋外での活動というようなこともあったわけなんですけども、事故等で、今は何も無い状況でございます。ましてやこの酷暑でございますので、この移動図書館がこどもの家に行くことは大変子どもたちに本を読むことについてのきっかけになるし、夏休みの思い出にもなると考えております。

また、現在、聞きますと三上こども園では手上げ方式により、司書の方が読み聞かせに行かれて、事業がなされているということをちょっと聞きました。また、この移動図書館事業がこどもの家に行くことについて、指定管理者であります社会福祉協議会からもぜひとも運行計画に組み込んでいただきたいというお話も直接伺いました。子どもたちと図書、読書の機会を増やす意味からも、今回の提案について担当部長としてのご所見を再度伺いいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） では、再質問にお答えをさせていただきます。

子どもたちの読書環境を整えるということにつきましては、非常に大事なことで、大切なことだと考えております。議員から今回ご紹介をいただきましたように、様々なご期待をいただいていることということですので、できるだけそれに沿うような形で実現が出来ますように検討を進めていければと考えておるところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 様々な中、期待に応えるべく、実現に向けてということで前向きな答弁をいただきました。

次の質問に参ります。

運行計画を策定するに当たりまして、何歳になっても生き生きと読書をするために、次の項目について見解をお伺いいたします。

第5番、図書館に来られない市民の方々に広く平等にその機会を担保しようと考えますと、組織体系を用いて運行計画を策定するということになれば、例えばステーションの設定を各学区のコミセンへの運行を考えられると思います。しかしながら、実際のところ、最寄りのコミセンまで行ける交通手段があれば、その市民の方は図書館、または図書館分館へ借りにいくことができるわけです。つきましては、移動図書館の運行につきましては、各コミセンの年間事業計画に基づくイベント開催時に合わせてのスポット運行として、各自治会館への運行をメインに運行計画を策定されてはいかがかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） 5点目のご質問にお答えをさせていただきます。

遠藤議員のご提案を選択肢とさせていただきながら、効率的、効果的な運行ができるよう、今後になりますけれども、検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 選択肢として今後検討していくという答弁でございます。

この5番の提案につきましては、今回の質問のメインでございまして、コミセンについては、当然行かれると思うんですけども、それは市民の方がたくさんお集まりのところにお伺いするというようなイメージで、各自治会のほうに回られるということを今回提案をさせていただきたいなと考えておりまして、6番のほうにもあるわけなんですけども、自治会館においては各事業を展開されておられますので、そういったところに定期的に移動図書館が訪問すると、そちらをメインの運行計画とするというようなことについての、これも担当部長としての今の段階での見解、所見を再度お伺いいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

地域の運行をどのように行っていくかにつきましては、全ての地域を回るのは物理的に不可能であるということを前提に、地域のニーズや期待できる効果などを検討する必要があるかと考えております。その意味におきましては、議員のご提案であります自治会館への運行も1つの選択肢としつつ、地域の特性を見極めながら検討を進めていきたいと考

えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 各自治会への移動図書館の巡回ということで、ぜひともメインの運行計画にさせていただきたいと考えております。地域の特性を考えながらと、これも大事なことでございます。

次の質問へ参ります。

各自治会への運行計画を策定するに当たっては、机上だけでなく、事前に地域、各自治会に出向くことをお勧めいたします。本事業の効果を上げるには、自治会の皆さんの協力が不可欠であると考えております。各自治会ではお年を召した方や免許を返納された方々が体操やおしゃべり会など、介護予防の観点から様々な活動をされておられます。そこに飛び込んでいって話を聞くだけでも、本事業における効果的な事業展開のヒントがあると考えます。見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） ご提案いただきましたとおり、まずはご要望にお応えをして地域に出向き、実際に使っていただく中から定期的な運行を行うかどうか考えていくのも計画をつくっていく上での1つの方法であると考えております。図書館では生涯学習課の生涯学習出前講座のプログラムの一環として、様々な地域におはなし会や、時には本の貸出しに出向いてきたという実績もございます。そうした地域とのつながりの中に事業の進め方のヒントがあるということにつきましては、議員のおっしゃるとおりであると思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 現に生涯学習の一環としてそういった出向いておられる事業があるということで、これも1つの参考になるかと思います。

次の質問に参ります。

次、3つ目の提案でございます。運行計画を作成するに当たりまして、「人が集う場所へ、読書の楽しみを届けるために」、次の項目について見解をお伺いいたします。

7番目でございます。

既存事業である野洲駅での予約本の受け取りボックスや、アル・プラザ野洲での移動図

書館事業については、どのような兼ね合いを現時点でお考えか、お伺いをいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） それでは、7点目のご質問にお答えをさせていただきます。

野洲駅の予約本受け取りボックスは、主に野洲駅の乗降客を利用者として想定しておりますので、移動図書館事業とは別に、人と本をつなぐ装置の1つとして、今後も活用していきたいと考えております。

また、アル・プラザ野洲店での毎月の移動図書館事業につきましては、店内で実施することにより、より多くの方の目に留まり、利用につながるという相乗効果が期待できるというメリットがございます。今後の実施方法については、店舗側と相談し、よりよい形で進めていけたらと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 野洲駅での事業については、文字どおり乗降客の方々と本、読書の機会を増やす、継続しているということでございます。また、アル・プラザ野洲店につきましては、当然、相手方があることですので、今後ということで、現時点で議場でご答弁いただくまでには熟していないと理解をいたします。

もう一つなんですけど、駅前南口整備ということで現在進められておりますが、本事業との展開、コラボ、連携はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） 再質問にお答えをさせていただきます。

野洲駅南口整備との兼ね合いにつきましては、多くの方が集う公園という場合は、移動図書館事業との親和性が高いと考えておりますので、今後の整備が進む中でどのようなことができるのか考えていけたらと思っております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 次の質問へ参ります。

地域でのイベントはもちろんのこと、行政の各分野でのイベントや事業と行政を横断的に連携、コラボすることにより、効果的に読書の楽しみをお届けすることができると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） 8点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおりかと思っております。多くの市民に読書の楽しさを感じてもらえるよう、いろんな場面で活用していければと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 8番目の質問については、行政内部のことですので、期待をいたしております。

次の質問へ参ります。

移動図書館事業の車両の納期に約10か月を要するとお伺いしましたが、納車時期はいつ頃になるのか、またこの納車時期に併せまして、本事業の市民への周知も兼ねまして、移動図書館の車両の愛称やマスコットを作って事業展開をしていくことも楽しい事業を継続させていくことにつながると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） 9点目のご質問にお答えをさせていただきます。

5月半ばに入札によりまして納入業者が決まっております。2月末を納期といたしまして、車両のほうの納期の設定をしております。

また、議員からご提案いただいた車両の愛称の公募につきましては、こちらといたしましても、今後実施したいと考えておるところでございます。移動図書館車の導入を市民の皆様がわくわくしてお待ちいただけるような取り組みの1つとして進めていきたいと思っております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 2月末の納期ということで、前の定例会のときも、わくわく感ということでご答弁があったかと思います。期待をいたしております。

最後の質問に参ります。

これまで述べましたように、運行計画の策定に取り組む職員さんのフットワークが大切でございます。加えまして、実際に事業をスタートさせるに当たっては、人員体制の確保も課題であります。現時点での計画等がありましたら、答弁を求めます。

また、事業をスタートした後は、事業の定着を念頭に、図書の貸出し実績を評価しつつ、市民の皆さんの声を適宜反映しながら、運行計画は柔軟に変更していけばよいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） それでは、10点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、この事業を実施するに当たりましては、司書がフットワーク軽く地域に出かけることが大切になってまいります。司書の業務量を見極めつつ、必要な体制の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、運行計画につきましては、当初計画どおりにはなかなかいかないことも多々あると考えておりますので、適宜見直しを行いながら、効率的、効果的な運用ができるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） フットワーク軽くということで期待をいたしております。ぜひとも地域に飛び込んで、そこに事業展開のヒントがあると思いますので、ご期待を申し上げて、本質問を終わりたいと思います。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、2点目、野洲市の意思決定についてご質問をさせていただきます。

昨年度末、令和8年3月30日に開催されました部長会議の要録が作成されており、議題の報告事項①庁議のあり方についての中で、会議効率の向上や総合調整会議の機能を充実させることで、さらなる部局のマネジメント強化を図るとともに、行政の意思決定を迅速化することにより市民の期待に速やかに応えていくということを目的に庁議のあり方を見直すと市ホームページに公開されております。

そこで、まずお尋ねをいたします。

1、同会議録に、総合調整会議の結果について、各部長は各次長から報告を受けるように情報共有がされております。その中で庁議規程及びガイドラインにつきましては、新たな庁議として本格稼働する5月1日に合わせて、そのタイミングで公表すると記載されておりました。一方、去る5月25日に私はこの会議要録を手に、担当課である総合調整課に出向きまして、新たな庁議規程と同ガイドラインの閲覧と交付を求めたところ、担当者

からは、いまだ策定できていませんとのことでした。私は愕然とし、またこの組織の危うさと不安な気持ちを禁じ得ませんでした。令和８年度に副市長を迎え、新部長が５名、新たな体制のもとで、各行政ジャンルとともに、４月１日を機に一斉にスタートし、２か月半が過ぎております。野洲市執行部の意思決定はいつ、誰が、どこで、一体何を根拠に決めているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、遠藤議員の２つ目のご質問、野洲市の意思決定についてにお答えいたします。

まず、野洲市の執行部の意思決定の根拠につきましてではありますが、野洲市の意思決定についてお尋ねいただきましたことにつきまして、ご存じのとおり、庁議で全て物事が決まっているわけではございませんでして、この意思決定につきましては、野洲市事務決裁規程に基づきまして、私や各部局長、あるいは各課長が市の政策方針や法令等に基づいて随時適切に行っております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○１０番（遠藤総一郎議員） 野洲市の事務決裁規程という答弁が出ました。どの条文になるのかなということで、私もちょっとはもう一度復習をしましたけども、多分第２条ということで決裁ということで、このことをおっしゃっておられるのかと思いますけども、これは、第２条は用語の定義をしているのであって、庁議と併せて文書主義ということで、これは両輪でございますので、意思決定の両輪であると考えております。

再度質問をいたします。

新設されました経営会議そのものを定義する規定も現在なく、庁議のガイドラインも５月１日から公表すると部長会議で確認され、本市ホームページに公表されているにもかかわらず、現に策定されていない現状であります。一体何をもって市の意思決定がされているのか。再度、お尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 繰り返しになりますが、意思決定は野洲市事務決裁規程に基づいて決定されているものであります。ただ、この意思決定に際しましては、市長の意思決定の補助機関であります庁議等の意見、こういったものを踏まえて行っているところでございます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、質問を変えます。

今日まで、令和8年度以降の新たな庁議規程、それに庁議のガイドラインが策定されていない現状、その理由はどういった理由ですか、お尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） 再質問につきまして、事務方でございます私のほうからお答えのほうをさせていただきたいと思います。

今般、遠藤議員からお話がありました3月30日のほうで、庁議のあり方ということで、一定、各部、執行部内のほうではアナウンスをさせていただいたところでございますが、総合調整会議と部長会議と2つの構成になってございます。部長会議を経営会議というような改めた形で、令和8年度から実施をさせていただくということで、試行的に現在まで進めているところではございますけれども、この経営会議につきましては、5月25日に今、初めて経営会議の案件が上がってきたというところでございまして、そういったところも踏まえまして、今日まで試行的に実施をさせていただいているというところでございまして、そのことから、現在至るまで庁議規程あるいはガイドラインについては、まだ改正をされていないというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 案件がなかったから、既定ガイドラインが策定されていないということでございました。市長は、新たなこの庁議規程なり、庁議のガイドラインが策定されていないことはいつお知りになりましたですか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

新たなガイドラインを策定されていないということは、今回の質問を通じて、事務的に今は調整中だということは知ったというのが事実であります。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） この質問を私が通告してからお知りになったということでございます。その答弁調整なりがあったかどうかなんですけれども、その際に櫻本市長はどのような指示を出されましたですか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 特に、はっきり覚えてはおりませんが、早急につくるというような説

明でありましたので、そこを信じて、早急につくってもらおうと。今現在、何か大きなトラブルであったり、不都合があれば、これはちょっとそういうわけにはいきませんが、今現在は何も問題なく、違法性もなく、適正にこの執行権の範囲内でやらせていただいていますので、これはあまり急いでやるよりも、しっかりと議論、調整をした上でつくっていただく必要があるというふうに思っておりますので、そこを任せているというところがあります。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） ただいまの答弁を聞いておりますと、市長はこの野洲市の組織のトップとして、その意思決定のルールがないこの現状で、その組織マネジメントができているとお考えですか。トラブルがないからとか不都合がないからと、新年度をスタートさせているときには市の意思決定のルールがない、試行期間を設ける、問題が出てから、それを洗い出してつくっていくと、そんなことは前年度にやっておかなあかんのですよ。部長会を廃止するまでに既にやっとなあかんのです。仕事の進め方が全く逆やと思います。組織マネジメントができているのか、お尋ねをいたします。

また、重要施策の進捗を定期的に確認する場面とか、そういうことを避けているのかなと、大変不安に感じます。そして、トップとして野洲市の行政をこの組織を動かすのに厳しさが必要であると考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 質問は厳しさの分がいいんですか。厳しさですか。

○10番（遠藤総一郎議員） トップ、マネジメントができているかと。

○市長（櫻本直樹） マネジメントはできているかどうかという程度もあると思います。非常に厳しい見方をすれば甘いと言われるかもしれませんが、いや、やはり結果が全てということをおっしゃる方がいれば、適当だという方もいらっしゃると思います。私なりに最善を尽くしてやっているつもりであります。また、至らない点があれば、しっかりと見直していきたいなというふうに思っている次第であります。

○10番（遠藤総一郎議員） あと、厳しさですか。

○市長（櫻本直樹） あと、厳しさについては、これは当然、私もいろいろ年度当初にミッションを与えておりますので、これからそれについてどういう進捗であるのか、どれだけ各部局のほうで精査、努力されたということは年度を通じて、1年間を通じて、各部局のほうの進捗管理をしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） ただいまの一連の答弁では、私の不安な気持ち、心配は解消されたとは言い切れません。早急な対応を求めまして、次の質問に移ります。

本日は既に6月16日であります。今回、既存の部長会議を廃止し、新たに創設された経営会議は、先ほど少しありました、先月25日ということでしたんですけども、どういった形で開催されたのか、また経営会議の役割も含めて、答弁を求めます。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、遠藤議員の2点目の経営会議の実施状況とその役割につきまして、お答えのほうをさせていただきたいというふうに思います。

経営会議につきましては、先ほど申し上げました去る5月25日に、市長はじめ、副市長、私、政策調整部長、そして総務部長、そして付議案件に関係をいたします市民部長及び健康福祉部長を構成員とさせていただきまして、本市の新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてという議題で開催をさせていただいたところでございます。現在のところ、この1回の開催となっているところでございます。

経営会議の役割についてでございますが、行財政運営の基本方針に関することや、あるいは重要な施策の計画に関することなど、市長の意思決定を補完するための事項を審議することとしているところでございます。この経営会議につきましては、従来の部長会議と比較をいたしまして、部局間の細かい調整や報告事項を総合調整会議に委ねることで、会議の効率化や、また意思決定の迅速化を目指しているところでございます。そのため、従来の総合調整会議の構成員に加えまして、新たに副市長に参画をいただきまして、各部局の横断的課題に対しまして、より実効的な調整を含めて、機能強化と充実を図っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 2点ばかり再質問させていただきます。

5月25日の経営会議は広報秘書課長も出席したかと思うのですが、構成員ではないのか、これ1点。

それから、今、答弁されました経営会議の役割で、行財政の基本方針、重要な施策の計画、これは当たり前でございまして、最後に、市長の意思決定を補完するための事項を審議するとおっしゃったんですけど、市長の意思決定を補完するというのは、経営会議は市

長の私的諮問機関じゃないですよ。シンクタンクじゃないんですよ。市行政の意思決定をするところですよ。その辺、そんなことを庁議の規程に載せるつもりなんですか。全然もう話にならないと思います。その辺の役割分担というか、市長の意思決定を補完するという、そんなの随時やるに決まっていますやんか。そんなことを庁議規程に載せたらあきませんよ。まだできてへんし、逆によかったのかも分かりませんね。見解をお伺いします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、遠藤議員の再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、経営会議に出席をした者でございますけれども、先ほど私が申しあげました市長をはじめ、副市長等々でございますけれども、それに加えて、事務方として、総合調整課の職員も、当該会議のほうには参画をしているところでございます。

また、意思決定の話を頂戴したところでございますけれども、先ほど市長のほうからご答弁をさせていただいたとおり、本市の政策の意思決定につきましては、もちろん文書主義でございますので、いわゆる事務分掌規程に基づきまして、適切な形で意思決定のほうをさせていただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 経営会議の役割ということで、行政の意思決定機関の位置づけをしっかりといただきますよう申入れをしまして、次の質問に行きます。

3問目です。

経営会議は、執行部の特別職の方々と政策調整部長と総務部長及び提案する担当部長も出席するということでございます。これは市の政策を議論する際に、総合行政の観点からの議論が希薄になるのではないかと大変危惧をいたしております。現状についてお知らせをください。また、この形は市長以下特別職の方へのレクチャーではないかと感じるのですが、お尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 井狩政策調整部長。

○政策調整部長（井狩昭彦） それでは、遠藤議員の3点目のご質問につきまして、お答えのほうをさせていただきます。

今回の見直しにより、議員は総合行政としての議論が希薄にならないかのご心配をいただいているところではございますが、先ほど2問目の答弁での経営会議の役割についてお

答えをさせていただいたとおり、副市長を交えた総合調整会議においてしっかりと議論や調整を行い、その結果を踏まえ、経営会議で審議を行うことから、問題はないと認識しているところでございます。

また、市長以下特別職の方へのレクチャーではないかとのことご指摘につきましては、そのようには考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 副市長をトップに総合調整会議ということで、その機能強化は理解いたします。ですが、公務員生活をかけて、事務吏員として、事務方として、特別職の方々の耳の痛い話も言わんならん場面に今、出てくると言うんです。残された公務員生活もかけて、発言させてもらう場面が必ずあると思うんです。それは野洲市として、何が一番よいのかということで、特別職の方とも議論を闘わす場面が出てくると言うんです。担当部長だけ、そして特別職の方ということで、縦のれんの行政の推進では、どうしても総合行政という部分が希薄になると思います。市長、お考えはございますですか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） ちょっとご指摘の意味がよく分からないんですけど、まず各部局の代表として、当然部長等の意見も聞きながら次長が総合調整会議に出てくるわけでありまして、そこで私とすりや考えを同じくする副市長が出席をしているわけでありまして、この特別職との議論は十分交わしているわけでありまして。むしろ庁内での議論を、より実態に即して活発にさせるために総合調整会議のほうの議論を重視したものでありまして、これをなぜ批判されるのか、ちょっと理解に苦しむところであります。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 以降の質問で例を挙げて、確認をしてみたいと思います。

4点目でございます。

新たな庁議のもとで議論された、例えば5月の全員協議会において説明を受けました中学校でのプールの水泳授業の廃止については、一体どういった経過で、庁議で諮られ、意思決定され、全協で報告されたのか、時系列で答弁を求めます。

○議長（津村俊二） 川崎教育部長。

○教育部長（川崎小百合） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

5月20日開催の市議会全員協議会で報告いたしました野洲市立小中学校水泳授業については、令和6年度の総合教育会議において、市内小中学校のプールの授業のあり方について意見交換がされたことを受け、教育委員会事務局内で検討を進めてきたものでございます。その後、野洲市教育委員会事務決裁規程に基づき、令和7年10月15日付「小・中学校の水泳授業のあり方・方向性について」により、方向性を決定いたしました。また、令和8年4月度の定例教育委員会の折に教育委員に説明し、了承を得ました。これを受けまして、5月13日開催の総合調整会議を経て、市議会全員協議会に報告したものでございます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 年度をまたぎまして協議をいただいているということで、最終5月13日の総合調整会議ということで教育委員会でたたいたものを報告して、経営会議には上げていないというような理解をさせていただきました。

5番でございます。

同じく、5月14日に篠原駅前入町まちづくり協議会様、ジオプランナーズ株式会社様及び野洲市が入町地区における新たな地域づくりの事業化検討に関する協定を締結されましたが、例えばこの件につきましても、前問同様にどういった経過をたどりまして庁議に諮られ、市全体としての意思決定をされたのか、締結に至ったのか、時系列で答弁を求めます。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、遠藤議員の5点目の入町地区における新たな地域づくり事業化検討に関する協定の締結に至る意思決定の経緯についてのご回答をさせていただきます。

令和8年4月20日に入町自治会から市へ、まちづくりに関する諸手続等について支援、協力を求める要望がございました。この要望を受けまして、市の計画や土地利用方針とも合致していることから、支援、協力を進めるため、2者協定、これは入町自治会様とジオプランナーズ様なんですけれども、2者協定に加わる形で3者協定を締結することについて、入町地区における新たな地域づくり事業化検討に関する協定書の締結についてということで起案をさせていただきまして、4月30日、市長決裁を受けることにより意思決定を図っているところでございます。

また、協定の締結式の実施に当たりましては、市議会や報道機関に情報提供を行うため、

環境経済部の部内会議及び総合調整会議に諮っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 2点、再質問をさせていただきます。

検討段階から行政が入って、協定を締結することについてのリスクについて庁議ではどのような議論がされたのか。今のお話ですと総合調整会議で、経営会議には上げていないというような答弁でしたですけど、それが1点。

それから、本件につきましては、経営会議の所掌事項である市の重要施策に関する事項に該当すると思うんですけども、先ほどの井狩政策調整部長の答弁からすると、該当すると思うんですけども、その見解をお伺いします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、遠藤議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

この決裁を得るまでに、当然関係部局のほうで何度も情報共有並びに協議のほうはさせていただいております。でないと、決裁1つだけで当然通るわけではありませぬので、まちづくりに関してのことでまず政策調整部、それから当然環境経済部もそうなんですけれども、都市計画決定等、それも都市建設さんのほうで、この3部が何度も情報共有、協議を重ねた上で、最終この事務決裁をいただいているということで、意思決定を図っているところでございます。その経過が庁議になるのかなと、このように考えてございます。

また、経営会議に上がるかどうかについては、環境経済部のほうではなかなか判断しにくいことですので、この流れをもって意思決定の最終事務文書、4月30日に最終決裁を得ることによって意思決定を図ったものと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 担当部の意思がまず一番大事だと思うんですけども、経営会議に上げるか、調整会議止まりにするか。環境経済部のまず意思があって、政策調整部と協議としたその後に、やはりこれは経営会議に上げていくべきだとかという話が出てくるのであって、まずは担当部の判断が優先されるものと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 再々質問のほうにお答えをさせていただきます。

事務決裁規程が最終の野洲市の意思決定でございますので、これまでと同様に答えることになるんですけれども、3部合同で協議を重ねた上で市長決裁を得ることによって、意思決定をさせていただいたものということでございます。庁議の経営会議のほうにはかけないで、決裁のみで意思決定をさせていただいたということでございます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 4月30日の文書決裁、いわゆる決裁で、この事務決裁規程に基づく意思決定、最終的に意思決定を行ったということでございます。

時間の関係で次の質問へ参ります。

6番目でございます。

本件は地元、入町まちづくり協議会と、それから企業ジオプランナーズ株式会社様及び行政野洲市が市街化区域になることを前提に、入町地区における新たな地域づくりの事業化検討に関する協定を締結されたものでございます。市議会にも2回にわたって情報提供を受け、これによりますと、ジオプランナーズ株式会社様が企業誘致を担う主な役割となつてございました。

いわゆる事業化検討の段階から行政が加わりまして、オープンで議論していくという大変画期的な手法であると考えております。新聞に掲載されました5月22日には、自治会長様をはじめ、同業者の方や市民の方からも、私のところに問合せの連絡がありました。このことから、この手法は市民の方々から関係者並びに同業者の方々からも大変注目を集めている事例になるのではないかと考えております。

つきましては、そこで最後にお尋ねをいたします。本市まちづくりの根幹であり、将来像を示す野洲市都市計画マスタープランの第4章にあります地域別構想篠原地区におきまして、当該地域の将来像を示す方針図には、住居系拡大市街化区域の誘導を促す将来像が色塗られ、描かれております。このことで、私の今回の一般質問の趣旨に戻りますが、こうしたことは庁議で十分に議論されてきたのでしょうか、お伺いをいたします。

そしてまた、市民の方からは、現行の都市マスの中の地域別構想と今回の締結された協定書の内容にそごがあるのではないかというご意見もいただいておりますが、執行部の見解を伺います。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 私のほうからは、現行の野洲市都市計画マスタープランの中の地域別構想篠原地域と今回締結された協定内容にそごがあるのではないかというところ

ろに対するお答えをさせていただきます。

都市計画マスタープランの上位計画であります第2次野洲市総合計画後期基本計画の土地利用構想図におきまして、当該地区周辺は将来的に市街地として活用を図るべき拡大市街地圏域として位置づけられております。また、都市計画マスタープランの篠原地域の構想におきましては、まちづくりの目標として、JR篠原駅とのアクセスを強化し、利便性の高い地域づくりということや集落地における生活基盤の充実や生活利便施設の誘致が示されていることから、当市の都市計画マスタープランと当該地区の方針にそごはないものと認識しております。

なお、都市計画マスタープランにおける篠原地域のまちづくり方針図につきましては、議員ご指摘のとおり、住居系拡大市街地圏域というふうにもなっておりますので、住民様のご意向だとか事業計画等を踏まえまして、次回の計画変更時に見直しを検討してまいる予定でございます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 都市マスに住居系の色が載っています。都市マスでは住居系、締結は工業系と、そのことは、つまりは都市マス上で用途地域は問題なく、この都市マスに沿ってじゃなくても仕事は進めてもよいという、用途地域は関係ないというご見解なんでしょうか。

○議長（津村俊二） 山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 上位計画のほうの野洲市総合計画の後期基本計画のほうでは将来的に市街地として活用を図るべき拡大市街地圏域として位置づけられておりますので、そちらとはまず整合が取れており、篠原地域の方針の中にあります、特に集落地における生活基盤の充実や生活利便施設の誘致というところと一致しております。まちづくり方針図につきましては、これまでの住民様の意向等を踏まえた形にはなっておりますけれども、今後、住民様の意向だとか、事業計画を踏まえて見直していくということでございます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 都市マスの本文は確かにそのとおりに読めますが、当該地区図の方針図も都市マス一体のものでございますので、この変更にあつては、議会議決ものであるということ、それから当該地域のさらなる発展を祈念しまして、この事業が推進することを祈念して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（津村俊二） 次に、通告第16号、第15番、東郷克己議員。

○15番（東郷克己議員） 第15番、未来共創、東郷克己でございます。

一般質問をさせていただきます。

約1年前、文教福祉常任委員会行政視察で訪れた豊田地域医療センターで幸福寿命の概念を聞きました。とにかく健康寿命の延伸が話題になりますが、ある程度年を取れば、持病があるのが当たり前で、病気を抱えていても上手に付き合って幸せに暮らせる、そこを目指すべきというような趣旨だったと記憶しております。行政の医療福祉分野の目標として、市民の健康状態の実情を踏まえれば、健康寿命を延ばすことと同時に、幸福寿命を重視した取り組みも並行して充実させていくことが重要と考えております。日本人の死亡原因の第1位はがんで、野洲市の統計の推移を確認いたしましても、第2位の心疾患の倍近い120人前後の方ががんにより逝去されておられます。また、2人に1人ががんになると言われ、私自身としても、身近な人にがんが見つかるなど、我が事と認識するようになり、事務局を通じ案内チラシが届いたオンラインセミナー、自治体ができるがんの検診、予防、就労支援で実現する治療と仕事の両立を視聴しました。その内容をベースに、健康推進課や病院長にも確認した情報を基に、幸福寿命を見据えたがんとの共生をテーマに質問いたします。

1点目、一般に早期発見、早期治療と言われます。この文脈での早期とは、がんという病のどの程度の進行を指すのでしょうか。漢字が間違っておりました。失礼しました。治癒または寛解の可能性や治療の難易度など、総合的に見て、治療する立場から見た願わしい段階、ステージとその理由、さらにそのために必要となるがん検診の受診間隔を伺います。

○議長（津村俊二） 山本健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本善亮） それでは、東郷議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、当初の答弁要求者を前川病院事業管理者とされておられますけれども、がん検診の適切な受診間隔がご質問の核心と思われるので、質問の前段の治療する立場から見た見解につきましては、前川病院事業管理者に確認をさせていただいた上で、がん検診を所掌する私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

がんは種類にもよりますけれども、自覚症状がほとんどない段階で発見し、治療を開始するほど治癒や寛解の可能性が高まり、治療の選択肢も広がることから、患者の身体的負担や治療の難易度を抑えやすいという利点がございます。そのためには、国が定める指針に基づき、市町村において科学的根拠のあるがん検診を適切に実施し、定められた受診間隔で継続して受診していただくことが重要であると考えております。

なお、市で実施するがん検診につきましては、自覚症状のない方を対象に、がんの疑いのある方を早期に見つける仕組みであり、大腸がん及び肺がんは年に1回、胃がん、子宮頸がん及び乳がんは2年に1回で受診していただくよう定められております。こうした定期的ながん検診によりまして、がんの早期発見につなげ、適切な治療を開始することで、治療効果の向上や予後の改善が期待できるものと考えております。

また、補足になりますけれども、3問目で議員が引用されておられます国立がん研究センターがん対策研究所発行のチラシを拝見しておりますと、この受診間隔につきましては、がん死亡を減らす効果が確実でかつ利益、メリットが不利益、デメリットを上回る検診を受けることが大事で、国はこれらの要件を満たすことは、科学的に認められた検診の受診を推奨しておりますとされており、先ほど述べました、この科学的根拠に基づいた受診間隔で受診いただくことが適切な受け方になると考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） 引用した資料もしっかり分析していただいて、科学的根拠に基づいた受診間隔等、非常に的を射たご見解だと思います。

再質問をさせていただきます。

去る14日の日曜日に滋賀県がん患者団体連絡協議会が、第3回滋賀県がん患者アンケート調査結果報告会という催しを大津市で開催されました。これに参加し、報告を聞き、また資料を入手してきたところであります。このアンケートの7問目で診断されたときのがんの進行度についての調査がございました。最も多い回答は、回答者数927人中4期の205人、率にして22.1%、次が1期の189人、20.4%、次が3期の158人、17%と続きます。この調査結果をこのがん検診を所管される立場、特に先ほどお聞きした願わしい段階と照らし合わせて、この現実をどう認識されるか、またこの現実と理想とのギャップを埋めるためにどのように取り組みをしようと考えられるか、伺います。

○議長（津村俊二） 山本健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本善亮） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

議員が今おっしゃったがん患者アンケート調査結果報告を私のほうも議員から頂戴しまして、拝見しております。その中で今おっしゃったような結果からは、がんと診断された時点で既にもう進行されている方が一定おられること、また診断後も日常生活の中でつらさや負担を抱えられていることが少なくないということが分かりました。

先ほども申しましたように、こういったがんにかかれる前に、適切な受診間隔で受診いただいて、早期に発見をされることによりまして、こういった、この資料の中にもございます多少悲観的な言葉の見解にもございますけれども、こういった状況に陥られる方を1人でも少なくするためには、先ほどから申し上げております適切な受診間隔を促していくように、我々のほうで周知を図っていき、またこのアンケートの中にもありますが、感謝の言葉などでもありますけれども、そちらのほうに、行政の受診勧奨によって早期発見ができたというような言葉もいただけるように、何とか適切に受けていただけるように受診勧奨をこれからも工夫しながらしていきたいと思います。

以上です。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） 行政の取り組み、全般的にかと思いますけれども、これをやったらいいいというふうな正解というのはなかなかないと思いますが、随時工夫を重ねていただき、1人でも多くの方が少しでも早く受診されて、必要な方に必要な治療が及ぶように取り組んでいただきたいと思います。

2点目の質問です。

少子化、それに伴う人口減少といった社会構造の変化等を踏まえ、令和7年11月に、攻めの予防医療として、がん検診の推進を取り上げた強い経済を実現する総合経済対策が閣議決定され、その中で科学的根拠に基づくがん検診の受診率向上に向けた取り組みというのが上がっております。野洲市健康推進課からがん検診受診率の提供を受けましたが、かなり低い数値でございました。後日、職域での受診などを加えるとほぼ全国平均並みとの報告を受けましたが、それでも高い率とは言えないと考えております。その要因、課題は何なのか、またより重要と思われる要精密検査と診断された方の精密検査受診率の傾向及び課題について伺います。

○議長（津村俊二） 山本健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本善亮） それでは、2点目のご質問にお答えします。

野洲市のがん検診受診率の状況につきましては、令和7年に実施しました第2次野洲市総合計画後期基本計画策定に係る市民意向調査における市民のがん検診の受診状況の結果を踏まえて、お答えさせていただきます。

まず、受診率が低い要因としましては、市が実施するがん検診の他に、職域における健康保険組合等が実施する検診や個人で受診される人間ドック等により、既になん検診を受

診されている方が一定おられるとということと、その結果、国が目標とする受診率6割に達していないものの、がん検診の推奨年齢層のおよそ5割前後の方がいずれかの方法で受診していることと推測しております。

そのため、課題としましては、引き続き受診勧奨の強化や受診しやすい環境づくりに努め、さらなる受診率の向上に取り組んでいく必要があると考えております。また、これまでから厚生労働省の受診率向上施策ハンドブックを参考にしながら、検診の案内や申し込み一覧等を作成し、乳がんや子宮頸がん検診で初めて対象となられる方へは無料クーポンを配布するなどの対策を講じてまいりました。しかしながら、国の県調査結果では、がん検診を受診していない1番の理由として、心配なときはいつでも受診できると考える方が多く存在することから、症状のない時期にがん検診を受けることの重要性などを今後もがんやがん検診に関する正しい情報の普及啓発に努める必要があると認識しております。

次に、要精密検査と判定された方の精密検査受診率については、直近の令和6年度の結果でございますけれども、胃がんが87.5%、大腸がん75.3%、乳がん95.9%、子宮頸がん97%となっております。国の第4次がん対策推進基本計画では、精密検査受診率の目標値を90%以上としており、本市の過去5年間の推移を見ますと、これは野洲市に限ったことではございませんけれども、大腸がん検診の受診率が他の種類に比べて低い状況でございます。これにつきましては、引き続き課題であると認識しておりまして、市としまして、今後も個別に精密検査受診勧奨を行い、着実に受診につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） 3問目の質問をいたします。

就労世代及び若年層のがん対策について取り上げます。国立がん研究センターがん情報サービスの資料によれば、罹患者の約3割が就労世代で罹患されています。さらに、若年層の傾向を見ますと、30代の10万人当たりの罹患率は、2020年データで105.4、パーセンテージにして約0.1%に当たります。野洲市の30代の人口は4月末現在で5,289人であり、単純に罹患率を乗じて罹患者数を推定すると約5人となります。罹患後も続く生活や30代の方の家庭環境、生活環境などを考慮すれば、罹患の影響は甚大と思われます。また、就労世代で罹患するがんの割合は、乳がん26%、子宮がん15%、大腸がん20%、肺がん9%などとなっており、50代前半までの罹患は女性のほうが多

いという特徴がございます。

また、さきに示しましたこのアンケートの自由記述で回答された中には、パートナーを持つこと、子を持つことを諦めているといった回答や、子どもがまだ小さく、一緒に思いきり遊んであげられなかったり、体が疲れやすく十分に動けなくてつらいなど、切実な声が記されております。こうした若年層であれば、他の方々とまた違った非常に大きいハンデといたしますか、精神的にも経済的にも家庭環境的にも大きな影響があります。こうしたことを踏まえ、性別、年代別に効果的な受診勧奨や予防啓発などは行われているのでしょうか。質問します。

○議長（津村俊二） 山本健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本善亮） 3問目の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、アンケートのほうでパートナーを持つこと等、悲痛な声をご紹介いただきましたけれども、まさしくこういった声が1人でもなくなるように適切な受診間隔で受診いただくことが大事かと考えておりますので、そこは繰り返し申し上げさせていただきます。

3問目の質問ですけれども、本市では、性別や年代別に分けた受診勧奨等は行っておりますけれども、受診行動に応じて、より効果的な受診勧奨となるよう、案内はがきのキャッチフレーズは、ナッジ理論を踏まえた工夫を行っております。具体的には、これまでも一度もがん検診を受診していない方と過去に受診された方とで案内の内容を分けております。

個別の案内通知につきましては、節目年齢の方や過去に受診歴のある方など、これまで限定的に実施してまいりましたが、受診率の大幅な向上には十分つながっていない状況でございます。このため、今年度は野洲市ほほえみやす21健康プラン策定のための市民意向調査を行いますので、がん検診受診に関する項目を盛り込む他、市の公式LINE配信でナッジ理論を利用した、工夫を凝らした内容を発信することや、引き続き乳幼児健診会場等の機会を利用した検診案内等も行っていこうと考えております。

なお、受診率向上施策ハンドブックに示されているように、対象者全員への受診案内やがん予防の啓発についても十分に検討し、さらなる受診向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） 冒頭申し上げたオンラインセミナーでは受診率が高い自治体

の取り組み等もまとめられておりました。お渡ししたような記憶もありますが、そうしたことも参考にしながら取り組んでいただければと思います。また、この年代別ということでは申し上げれば、私自身を振り返りましても、どうしても若い頃、関心がなかったわけではないんですけれども、日々の生活に追われて、ちょっと置いておいたら、頭の中から消えていたというようなことで、受診しないまま年を重ねていたというのが私自身の経験もございます。そうしたことから、やはり年代別のアプローチというのにも必要かと思えます。公式LINE等のお取り組み等もお聞きをしましたが、この件に関しては、最後に市長にお聞きする部分とも重なりますので、この3問目としては終わりにして、4問目に移ります。

がんと共生に向けた取り組みについて伺います。人生100年時代と言われる今日においては、年齢を問わず、がんとうまく付き合い、病気を持っていても幸福な人生を送っていただくことが重要で、行政としても幸福寿命を延ばす取り組みや支援策を講じるべきと考えます。国においてもこうした流れをくみ、労働施策総合推進法が改正され、治療と仕事の両立支援を推進するため、事業主に対し、職場における必要な措置を講じる努力義務が本年4月より課されたところであり、既に滋賀県から各企業宛てに広報されていると確認をいたしました。

ただ、事業者の規模によって産業医選任義務がないなど、職場復帰や配置転換等の判断、対応が難しいという課題もあるのが現状です。また、さらに実情として、法改正と前後いたしますが、がんと診断され2割の方が退職という調査結果もございます。先ほど示したアンケートの結果でも退職、あるいは廃業して、現在も復職していないとされた方が22.2%となっております。罹患後も生活は続き、さらに治療費などを考慮すれば、経済的に困窮するおそれがございます。また、治療と仕事の両立が可能な方が離職となれば、多くの職種で人手不足が顕著になる中で、社会的にも損失と言えます。生産年齢人口が減少する中、その両立は地域社会の活性化にとっても重要と言えます。市は、その改善に向けて、基礎自治体として市民である患者に向き合い、必要な相談体制や的確なタイミングで両立に向けた情報提供を行うなど、有効な対策を検討すべきではないかと考えております。見解を求めます。

○議長（津村俊二） 山本健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本善亮） それでは、4問目のご質問にお答えさせていただきます。

がんに関しても、就労を継続できる環境や、その人らしく生活できる環境づくりは重

要であり、自分らしく生きることは、幸福寿命の延伸にもつながるものと考えております。

がんと診断された後、治療や就労、生活に関する相談が適切なタイミングで行える場所としまして、がん診療連携拠点病院を中心に設置されておられます、がん相談支援センターがございます。病院内に設置されていることから、診断直後の不安から、治療や就労支援、生活面の不安まで、幅広い相談に対応できるものと認識しております。市といたしましては、がん相談支援センターが適切な情報提供や相談支援の役割を担っていることから、市が同様の機能を直接担うものではございませんけれども、その周知に努めてまいりたいと考えております。また、就労に関する相談におきましては、就労先である事業所の理解も重要であることから、滋賀県では事業所向けにがんに関するセミナーを実施されております。

市としましては、がん相談支援センターや事業所向けセミナーの周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） がん相談支援センターと二重の役割をというお話は理解をいたします。一方で、この報告会の中でも語られていたことですが、そもそもこのがん相談支援センターの存在がなかなかがん患者さん自身にも、このアンケートに答えられているような方の中でも、まだ低いというふうなこともございました。そうしたことを踏まえて、市としても、拠点病院任せとか、あるいは県任せではなく、やはり市民の相談や、あるいは困り事に寄り添うという姿勢でぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

5問目の質問をいたします。

先ほどの質問と関連する内容ではございますが、「薬物療法を始める前に就労の状況や希望について医療者と話し合ったか」の問いに「ない」と答えた割合が43%に上ったとの調査結果がありました。この治療開始前というタイミングで受診されている医療機関は野洲病院ではない可能性が現実には高いと察しておりますが、一方で、検診から精密検査、さらに治療という一連の経過の中で野洲病院が関わった場合、地域医療の中核を担う機関として、家族、あるいは患者への適切なアドバイスや相談体制の構築など、役割を果たすことは考えられるでしょうか、伺います。

○議長（津村俊二） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） それでは、東郷議員の5番目のご質問についてお答えを

いたします。

当院において検診や診察の結果、がんに対する治療が必要と判断した場合、大半の患者さんは、がん拠点病院である県立総合病院であったり、あるいは滋賀医科大学附属病院などのがん診療のサポート体制が整った高度医療機関に紹介していることから、仕事を続けられるか、収入がどうなるか、家族生活を維持できるかといった社会的、経済的な不安を抱えられる、いわゆる若い世代のがん患者の診療に深く関与することは、当院の医療機能に鑑みて、現状ではほとんどないところであります。しかしながら、新しい市立野洲地域医療センターでは、がんの化学療法を実施するための場所と設備を整えるとともに、今後既にその治療の管理が行える消化器外科医の着任を得たことから、身近にがんの化学療法を行える医療機関として患者を受け持っていく予定をしているところです。したがって、今後対象のがん患者さんの治療が増える可能性もあり、議員のご指摘を踏まえて、当院でも特にソーシャルワーカーを対象にそういった支援のための知識を習得させ、拠点病院等での支援を補完する支援を患者さんやご家族に提供できるように検討したいと考えているところであります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） やはり、がんという病気にならないと分からない心理状態、心のありよう等あるかと思います。そういう方々に、適切に寄り添って、一緒にこの治療を目指していただけるような新しい医療センターとなることを願っております。

では、最後に市行政を統括する市長の見解を確認させていただきます。これまで諸情勢や国の方針を踏まえ、私見を述べ、市と市立野洲病院の方向性を確認いたしました。幸福寿命との概念とがんと共生、とりわけ就労世代における治療と就労の両立に向け、市として主体的に取り組むことは、若い世代に選ばれる高齢者にも安心安全、市民、民間の力を最大限生かすの3つの柱につながる重要な取り組みと考えております。特に就労世代への支援については、市としても部局を超えた連携、取り組みが必要であり、さらに民間との連携も重要と考えております。見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、東郷議員の6点目、がんと共生、特に就労世代への支援についての見解ということでございます。がんと共生は、がんと共に生きること、とりわけ就労世代における治療と就労、生活、育児との両立支援は、極めて重要な課題である

と認識をしております。がんは高齢者だけの病気ではなく、学生や働き盛り、子育て世代であっても誰もが向き合う可能性のある病気であります。だからこそ、早期発見、早期治療の大切さをしっかりと伝え、がんと診断された方が、必要以上に孤立することなく、安心して治療と生活を続けられる環境を整えることが行政の責務であると考えております。

市民の皆様の中には、がんと診断を受けたことで、仕事や家庭、育児まで含めて、大きな不安を抱えておられる方もいらっしゃると思います。そうした方々から何かしらの相談をお受けした際には、必要な支援につないでいく姿勢が何より大切であると考えております。そのためには、議員ご指摘のとおり、市だけでなく、医療機関、がん相談支援センター、県、地域、そして民間事業所とも力を合わせる必要があります。特に就労世代への支援は、職場の理解や家庭、地域の支えが欠かせないということが見解であります。これは議員と同じ認識ではないかというふうに思っております。

本市としましては、必要な情報が必要とする市民にきちんと届き、生きることに関心がない、かつ必要な支援につながるように、市職員が温かく対応するとともに、例えば現在、本市のホームページ上にがんとの共生に関連する正しい情報にアクセスしやすいように新たにページを設ける準備をしております。また、これに限らず、がん検診の受診促進や正しい知識の普及啓発にも引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） おおむね見解といいますか、方向性は一にしているものかなとお聞きをしましたが、少し確認のために踏み込んでお聞きをしたいと思っております。

最後におっしゃった正しい情報、これが非常に重要なことと思っております。昨今は、ご案内のとおりという言葉がつくと思いますが、いろんな情報があふれ返っております。その中には、がんの治療はもうしなくてもいいんだというふうな情報、何か医療機関だとか薬品会社の陰謀だみたいな話からもう本当に客観的な情報まで、玉石混交の状況にあります。その中で、冒頭健康福祉部長に確認させていただいた正しい、この科学的根拠のある受診、またかなり現実には難しいと思われる若い世代の方にしっかりと、この正しい適切なタイミングで受診していただくというふうな勧奨の問題、課題等々、市として、本当にある意味本腰を入れて取り組んでいただくべき課題かなと思っております。付け加えて申し上げますと、ちょっと病院事業管理者にもお聞きしてみたいと思っているんですけれども、一般に、病と闘うという闘病で言われるんですけれども、じゃ、亡くなった方は死は敗北ではないという言葉が私の中ですごく響いているんですけれども、お亡くなりになられた

方は敗北者なのかというと、私はそうではないのかなというふうにも思っておりまして、闘病という言葉、勝てる方には積極的に闘っていただいて頑張って、医療従事者としてもそれを応援して、闘病していただくというのが大事かと思うんですけども、今、取り上げている共生という部分では、そもそもがん細胞ももともと自分の細胞でありまして、何らかの事情でこの細胞が生まれ変わってというか、リサイクルされていくときに、遺伝情報にエラーが出てというようなことであろうかと思います。そうしたことを考えますと、病を統べるという意味での闘病、がんと共生ということが重要かと思っております。

少し範囲を広げ過ぎてしまったかなと今、思っておりますが、こうした観点に立って、しっかり市としても、特に就労世代が接しやすい情報発信の仕方について工夫等、そして正しい情報が正しく伝わるということについて、市長の見解で、先ほどの闘病の話について病院長の見解を最後に確認したいと思います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えできる範囲でお答えをさせていただきます。

まずは正しい情報を、おっしゃられるとおり、客観的な根拠をもってお伝えをするということは大事だと思っておりますし、そのために受け手にとって信頼していただけるような発信者側になっていかなければならないというふうに思っております。

あともう一方で、技術的な話として特に若い世代に関して申し上げますと、そことどういう形でコミュニケーションを取れるツールを確保するのか、これは大事だと思っております。この後の質問もそうですし、先に東郷議員からもご提案いただきました若者との情報の意思疎通ができるツールがあると思います。そういったものも、1つ有力な手段になると思いますので、若い方が市から情報を得やすいようなツールをちょっと今すぐはこれが有力というのはいないんですけども、いろいろ試行錯誤をして、そういったものを構築していくことが、この問題もそうですし、この後の問題もそうなんですが、非常にいい形で情報のやり取り、啓発になるんじゃないかなと思っております、そこを引き続き研究していきたいというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 東郷議員から非常に難しいご質問いただいたんですけども、闘病という言葉を使うのがいいのか悪いのかということなんですけれども、今、東郷議員が言われたように、がん細胞というのはある意味では自分自身の分身みたいなもので、それと闘うというか、敵であるのか自分自身なのかという、そのこの区別の問題がある

と思います。

それと、もう一つは当然世代的な問題があつて、非常に若い方でがんになられて、そこでうまく治療すれば、延命であつて、なおかつ通常の生活に戻れる方と、あるいは結構高齢になって、治療することで逆にその人のＱＯＬを下げて、寿命を短くするような治療をやると。その場合であれば、逆にそういう強い治療でＱＯＬを下げるような治療ではなくて、がんと共に生きるというふうな、その患者個人個人にとってどのような治療が一番いいのかを医療者、私たちは考えてというか、そういうことを提示して、患者さんがどういうことを望まれるかと、それに合わせた治療をするというのが、私たち、今、医療者が考えている部分で、特に高齢者に関しては、昔はみんな平均寿命が長くて、がんになる前に亡くなったわけですがけれども、最近はどんどん平均寿命がどんどん延びて、先ほど東郷議員に言われたけれども、本当に２人に１人ぐらいはがんになるわけですから、ちょっと長生きのせいになるわけなので、それを本当に闘うのかというか、そこは、やっぱり個人の考え方を尊重していく、そういう医療をしていかなければいけないんじゃないかと私は考えております。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○１５番（東郷克己議員） ちょっと再質問でなかなか踏み込んだことを聞いてしまいましたが、この報告会におきましても、やはり患者の納得というのが治療とかと別に非常に大きなウエートで語られておりました。今の野洲病院もそうですし、新しくできる医療センターにおかれましても、がんにかかわらず、患者さんの納得というのを重視してお取り組みいただけたらと思います。お願いしておきます。

それでは、２件目の質問、自分で考える避難行動とリテラシーについてに移ります。

前回、第２回定例会における代表質問で、子どもたち自ら考えることによる深い学びや情報モラル教育について確認したところでございます。若干共通する部分がありますが、自分で考える避難行動とリテラシーをテーマに質問いたします。

本年４月１０日の産経新聞に「どう避難 子供が考える」との記事が掲載されました。この記事でございます。南海トラフ地震で最高津波高１３．２メートルが想定される徳島県阿南市の小学校で、緊急地震速報を抜き打ちで鳴らし、どう行動するかを児童の主体性に任せるという避難訓練に変えたなどの事例を紹介する内容でありました。教育委員会学務課を通じ、市立小中学校の避難訓練の実施計画、令和７年度分を入手いたしました。各校それぞれ工夫や配慮をしておられる点がうかがえました。また、教育委員会への追加調

査で、各校における事前学習において、なぜ避難訓練をする必要があるのかを議論したり、実際に野洲市で起こり得る災害について考える機会を設けていることを確認しました。有意義な学習と考えます。こうした児童生徒が自ら考える取り組みは、教員に指導、誘導されるまま避難する訓練よりもはるかに防災の効果が高まるとともに、現実を扱う思考、考察は通常の教科教育では得難い教育効果があるのではないかと考えます。見解を伺います。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、東郷議員の１点目のご質問についてお答えをいたします。

議員のご指摘のように、避難訓練は、災害時に児童生徒が自らの命を守るため、適切な避難行動を身につける重要な取り組みであると認識をしております。そのため、単に教員の指示に従って避難するだけではなく、児童生徒がなぜその行動を取るのか、どのような危険があるのかを考えることは、防災教育を進める上で大変重要であると考えております。

各学校においては、地震、火災、洪水、不審者対応など、学校や地域の実情に応じた避難訓練を実施しております。東郷議員には、避難訓練の概要を記載している実施計画をお示しいたしましたが、実際には、各学校で工夫を凝らしながら取り組んでおります。例えば、授業の中でハザードマップを広げ、野洲川が氾濫した場合にどの地域まで影響が及ぶのかを話し合ったり、急な地震等により、家族と連絡が取れない場合にどこに集合するのかを確認したり、それぞれの地区の避難場所を調べたりするなど、避難訓練当日までに様々な学習を行っております。また、訓練の中には、事前に実施日を知らせずに予告なしの事態への対応を行うシナリオレス訓練や、訓練中に負傷者や取り残された児童生徒が発生した場合の対応など、消防署との綿密な打合せのもと、年ごとに変化のある訓練を実施しております。

今後も児童生徒が主体的に考え、判断し、行動する力を育む防災学習の充実を促すとともに、地域や関係機関とも連携しながら、実践的な防災教育の推進に努めてまいります。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○１５番（東郷克己議員） どういう危険があるのかでありますとか、今、事例として挙げていただいたような様々なことを児童生徒が自分の頭で考えていけば、予定外、予想外の事態にも多分対応が可能になるのではないかと思いますので、今後もそうした教育を進めていただくことをお願いしておきます。

２点目です。

災害は子どもだけの課題ではございません。野洲市では毎年自主防災リーダー研修会を行っており、有効な取り組みと承知をしております。その目的や研修内容、実施回数など、概要を伺います。

○議長（津村俊二） 井狩危機管理監。

○危機管理監（井狩 勝） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

自主防災組織リーダー研修につきましては、平成18年度から自主防災組織の充実、強化を図るため、地域防災の指導的立場にある方を対象に防災に関する知識、技術の習得を目的に開催しております。研修内容といたしましては、過去3年間の実績で申し上げますと、初期消火訓練、救出、搬出訓練、応急処置訓練、避難所における模擬体験として避難所のスペースでの間仕切り、テント設置体験、防災食の紹介、あとまた土のうの作成と設置訓練などを実施しております。実施回数といたしましては、年2回開催しております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） 3点目の質問です。

本市も高齢化が進行しており、これに伴い高齢独居世帯や高齢者のみの世帯が増加をしております。自治会レベルにおきましても、防災の一環として各世帯の家族構成や健康状態などの把握に努めていると承知をしておりますが、個人情報保護の観点など、配慮すべき点もあり、こうした情報の把握については地域差が大きいのではないかと推察しております。こうした中、大規模災害に見舞われた際の避難行動や避難所運営で想定される問題、課題には何があり、その備えをどう考えておられるか、伺います。

○議長（津村俊二） 山本健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本善亮） それでは、3点目のご質問にお答えします。

野洲市におきましては、要配慮者への災害時の安全確保とその支援体制について、野洲市避難行動要支援者避難支援計画を策定しております。避難行動要支援者のための名簿を作成しておりまして、東消防署のほうにも提供しておるところでございます。議員がおっしゃるとおり、個人情報保護の観点からも情報収集が難しく、また計画の理解に地域差があるものと認識をしております。さらに、市民の皆様にもいつ発生するか分からない災害時の避難行動を平時から意識するとともに、自分事と認識していただくことが重要と考えておりまして、民生委員、児童委員、社会福祉協議会と連携をしながら、引き続き啓発活動を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） この項目の質問、冒頭で示しました「どう避難 子どもが考える」記事の中に、石川県の中学生在が地域住民から津波避難について聞き取りをしたところ、多くの高齢者が「避難せんでもええ」と答えたとの記述がございました。この生徒たちが地域で1人の犠牲者も出さないということを合い言葉に、自主的に避難訓練を計画したとの内容でありました。私が注目し問題提起したいのは、多くの高齢者が「避難せんでもええ」と言ったの部分でございます。平成30年に岡山県倉敷市で起きた水害では犠牲になられた方の8割以上が70歳以上の方でございました。さらにその半数の方が自宅の2階へ避難垂直避難していれば助かっていたという悲しい事実もございます。高齢の市民の方に対する啓発、自治会などを通じた共助の体制づくりなど、取り組んでいることも多々あると思いますが、長年の経験に基づく大丈夫との思い込みや迷惑をかけてしまうのではないかなど、高齢の方ならではの思いなど、難しさも多いと察します。記事では、中学生による誰かを守るために動くという二人称の防災が特筆されております。これが学力向上につながったとの記述もあります。

全ての市民を守るとの観点から、野洲市として、あるいは野洲市教育委員会として、こうした部分の連携に積極的に取り組むべきではと考えております。危機管理監、そして教育長の見解を求めます。

○議長（津村俊二） 井狩危機管理監。

○危機管理監（井狩 勝） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

ご指摘がございましたように、高齢者の方の支援につきましては、長年の経験に基づく思い込みや避難に伴う負担感などから避難行動が遅れるということが想定されます。こういうことを踏まえまして、平時からの地域での声かけや見守り、また支え合いが重要であると考えております。また、防災情報の発信に当たりましては、早め早めの避難を呼びかけることが大切であると考えております。本市といたしましても、学校や自治会、また自主防災組織の関係機関と連携しながら、共助の意識づくりと地域全体の防災意識の向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 先ほども議員のほうにもお答えをさせていただきましたが、防災

教育の中心にあるのは、児童生徒が主体的に考え、判断し、行動する力を育てることだと考えております。また、こうした力は命を守ることにつながるだけではなく、日々の学びの中で主体的に考える姿勢を育むという点で、学力の向上にもつながるものと認識をしております。こうした防災教育を実効あるものにしていくためには、地域との連携が極めて重要です。そして、そのためには子どもたちが日頃から自分たちの住む地域に関心を持ち、近所の方々と挨拶を交わしたり、会話したりするなど、地域とのつながりを築いていくことが、いざというときに声をかけ合い、助け合う土台ができるものと考えております。今後とも学校における防災教育の充実を図るとともに、全ての市民を守るという観点から、地域や関係機関との連携を一層深め、児童生徒が地域社会の一員として学び、関わる機会の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） ニュース等で現れ、見聞きしている情報の中でも中学生が大変、避難所とかで頼りにされたというのもありますし、また日頃でも、私の自治会でも活躍してくれております。地域差もなかなかあるかとは思いますが、また継続してお取り組みのほうをお願いしたいと思います。

4点目です。

今、高齢者への啓発について確認したところでございますし、それぞれ危機管理監、健康福祉部長も、高齢者のなかなか難しいご事情等も認識されているところではあります。ということで、現実的には共助が有効に働くように取り組むことが肝要と考えております。

①1点目の自分で考えるという部分と同様の趣旨で、自主防災リーダー研修や自治会などにおいても、受け身の学習や実技研修に加え、何が起こり得るか、どんな行動が必要かその備えはどうかといった、自ら考えることが新たな気づきや学びの内容、そして定着という観点から有効と考えます。見解を伺います。

○議長（津村俊二） 井狩危機管理監。

○危機管理監（井狩 勝） それでは、4点目のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますように、自分で考えることが新たな気づきや学びというところは、大変重要だと考えております。自主防災組織リーダー研修会に参加されている方の中には、終了後も所管課職員に対しまして、災害を想定した避難行動についての助言を求めたり、研修会後も電話での問合せがあったりするなど、議員がおっしゃっている自ら考えるとい

うことを意識しておられる自治会長や地域の防災担当者も一定数おられます。今後の研修会などでは、こういった場合どのように行動するかなど、問いかけを含め、双方向の研修内容を盛り込んでいき、自ら考える意識を持つリーダーを各地域に増やしていく取り組みが必要と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） 5問目です。

これ以降の質問は最近の事件などからリテラシーが問われる案件を取り上げます。昨今、全国各地で少年を実行犯に仕立てた凶悪事件が多発しており、トクリュウが関与していると言われます。識者の未熟な少年たちが利用されるなどというコメントがありますが、犯行に及んだ少年たちは実際には様々な問題を抱えていたような報道もありますが、成長段階にある世代であったとしても、普通の道徳心、判断力があれば、踏みとどまれるはずであります。このような事件は極端な例と言えますが、いじめ事案などもその根は共通する部分があると思われれます。これは山本議員や奥山議員の今回の質問での判断する力、人権などとの問題意識と通底すると考えております。普遍性のある道徳の軸の有無の問題と言えると思います。本市の子どもたちを加害者にも被害者にもしないためのリテラシー教育、誤った判断を下さないための教育の方針、取り組みについて伺います。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、東郷議員の5点目のご質問にお答えをいたします。

近年、SNS等を通じた犯罪への勧誘やいじめの問題など、子どもたちを取り巻く課題は複雑化、深刻化しております。こうした中、子どもたちが情報を正しく見極め、危険な誘いを断り、自ら正しく判断できる力を身につけることが重要であると考えております。このため、本市では発達段階に応じた情報モラル教育を充実させ、ネット上の内容をうのみにしないこと、個人情報や安易に入力しないこと、困ったときには大人に相談することなど、正しく判断する力を育成するよう取り組んでおります。また、道徳教育や人権教育、そして日々の生徒指導を通じて、相手を思いやる心や規範意識を育み、いじめの未然防止にもつなげてまいります。さらに、日頃から児童生徒の様子を丁寧に見守り、教育相談やアンケート等を活用して、早期発見、早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職や関係機関と連携し、子どもたちが1人で悩みを抱え込まない体制を整えてまいります。

今後とも、子どもたちが加害者にも被害者にもならないよう、学校、家庭、地域が連携し、実態に応じた取り組みを進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） 6点目です。

先日のプロ野球監督（当時）の家庭内暴力による逮捕には、A I が絡んでいたことが明らかになっております。姉妹のけんかを仲裁しようとした父から暴力を受けたとA I に相談したところ、児童相談所に匿名で相談できると助言され、電話したところ、場所を特定され、本人の意向確認もないまま警察に通報され、逮捕に至ったというものであります。児相に相談した長女本人が父の逮捕に大変驚き、困惑したとのことでございました。

A I は非常に利便性が高く、有効活用すれば大きな利益を得られるものでありますが、その回答を無条件に正しいと判断することは危険であります。アメリカではA I とのやり取りが自殺の要因になったとして、少なくとも4件の提訴がされております。

スマホを持っている子であれば、A I を含め、大人以上に上手に活用するすべを身につけていると思われます。その一方で、社会での経験や判断力は未熟であるため、実例を示しつつ、A I が回答を出す仕組みや回答の危うい部分などを教えることが必要ではないかと考えます。見解を伺います。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） では、6点目のご質問にお答えをいたします。

A I は今後ますます身近なものとなり、児童生徒が適切に活用していくためには、その仕組みや特性を正しく理解することが重要であると認識しております。特にA I はどのように回答を導き出しているのか、また誤った内容を含む可能性があることなどについて、実例を示しながら学ぶことは、子どもたちがA I を正しく活用する上で大切であると考えております。

また、子どもたちは、機器の操作には慣れていても、情報の真偽を見極める力やA I の限界を理解する力は十分でない場合があります。このため、例えば道徳科や学級活動、総合的な学習の時間等を活用し、身近な事例を通して、正しいA I の使い方だけでなく、ネット上の内容をうのみにしないこと、個人情報や安易に入力しないこと、困ったときには大人に相談することなど、ネットリテラシーを育てる機会を設けていくことが重要であると認識しております。今後も学校、家庭、地域と連携しながら、子どもたちが正しく適切に

活用できるよう、実態に応じた情報教育の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 東郷議員。

○15番（東郷克己議員） 基本的な認識は共通すると思っておりますが、特にA Iは過度に寄り添った回答をするということで、悩みを抱えた子ども等は大変のめり込んでしまう。のめり込んでしまうと、大人や、あるいは友達なんかよりもA Iのほうが信用できるというふうになってしまいかねませんので、そこら辺は重々認識して、寄り添いつつ、立ち直り、元気な子になっていただくように指導していただきますことをお願いしておきます。

最後の質問です。

6の内容については、教育委員会が対象とする世代（小中学生及び保護者）のみならず、高校生から20代ぐらいまでの若年層に対する啓発も重要と考えております。以前、先ほど市長も触れていただきました令和7年度第3回定例会での一般質問で、若者に選ばれるまちへの取り組みとして、市民のみならず野洲市出身者など、野洲市に関心を持つ若者にも登録してもらい、様々な若者向けの情報発信をするアプリの活用などについての提案型の質問を行いました。今般の内容も、若年層への啓発が重要と思われる反面、そもそも、市行政と接点が少なく、情報提供そのものが困難と思われる面もございます。こうした若者向けアプリ等プラットフォームを利用し、野洲市の魅力発信など前向きな取り組み、面白い興味を引く内容と併せて、注意喚起的な情報を発信することで、認知度の向上が期待できると考えます。見解を伺います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、7点目の野洲市の魅力発信と併せた注意喚起情報の発信についての見解を申し述べます。

東郷議員がおっしゃるように、A Iは非常に利便性が高い一方で、回答などを無条件に正しいと判断することは大変危険であるというふうに私も思っております。そのため、先ほど教育長からも答弁いただきましたが、子どもたちだけでなく、若者世代におきましても、ネットリテラシーを育てる機会を設けていくことが重要であるということは言うまでもありません。そうした中で、市の魅力ある情報と注意喚起的な情報を組み合わせて発信するなど、若者に見てもらえるよう工夫を加えることで、認知度の向上に努めていきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午後２時５５分といたします。

（午後２時３５分 休憩）

（午後２時５５分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第１７号、第１２番、工藤義明議員。

○１２番（工藤義明議員） 第１２番、工藤義明です。

私から一般質問、３つの項目について質問させていただきます。

最初の質問といたしまして、イラン戦争がもたらした物価高、資材不足に対応をとというテーマで質問させていただきます。

なお、今回の原稿そのものがさきの締切日に作ったものですので、大変今、情勢が大きく変化した中で、少しニュアンスが違ってきますけども、前段はこの原稿の中身でお話させていただきます。

米軍とイスラエルによるイランへの軍事攻撃は世界中を巻き込み、大きな影響を与えています。アメリカの圧倒的軍事力で力の支配に対し、世界中から非難の声が上がっていますが、停戦完全合意のめども立たず、ホルムズ海峡は封鎖状況が続き、日本国内で野洲でも重大な事態となっています。最大の対策は、一日も早い戦争の終結であり、日本政府はアメリカとイスラエルに対し、停戦の確実な実行で戦争終結することを国際社会と連携して求めるべきと考えますと、最初、文章を作りました。

このような状況が続いてきた中で、皆さんもよくご存じのように、昨日、大きな変化の情報が世界を駆けめぐりました。それは、米国とイランの間で続いていた戦闘終結へ向けた覚書をめぐる交渉につきまして、米国とイラン、仲介国のパキスタンが日本時間の１５日朝、文面で合意したと発表をされました。２月２８日の米国とイスラエルの国際法違反のイラン攻撃から１０７日です。和平への大きな転機を迎えることになりました。これは紛争の平和解決に向けた重要な一歩で歓迎をするものです。しかしながら、イスラエルのレバノンへの攻撃は再燃しかねない、不安材料がまだ残されてもいます。この報道により、今後質問させていただく各項目が好転すると予測される中ですが、現状の問題点から、通告内容で質問させていただきます。

１点目、市内の中小企業等に対して、これまで市は聞き取り調査などは行ってこられたのかを伺います。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、工藤議員の１点目の聞き取り調査などは行われたのかについてご回答させていただきます。

市内の中小企業等に関しますことから、いろいろな事業を実施していただいております野洲市商工会さんのほうに確認をさせていただきました。現場のほうからは、先行きが見えない不安といった、いろいろな声をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○１２番（工藤義明議員） 再質問は次の２番の質問をしたときに併せて行わせていただきますが、関連しているために一緒に行います。

２点目といたしまして、資材不足、そして今後さらに物価上昇が予測される中、暮らしを守るために大胆な対策が必要です。

１つは、国に対して物価上昇分に見合う手当を生活保護費、児童扶養手当などの福祉給付に対応した改定を行うことを国に対して求めるべきではないでしょうか。

２つ目といたしましては、物価上昇に見合った年金支給額の引き上げ、これを直ちに行うように同じく国に求めるべきではないでしょうか。

以上、問います。

○議長（津村俊二） 山本健康福祉部長。

○健康福祉部長（山本善亮） それでは、２点目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、生活保護費ですけれども、社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和５年１０月から特例加算を設けておりまして、１人当たり月額１，０００円を加算し、令和７年１０月からは１，５００円に増額しているというところでございます。さらに、今年度、令和８年１０月からはさらに額を１，０００円引き上げまして、１人当たり月額２，５００円となる見込みでございます。また、国、県につきましては、生活扶助基準について適切な基準見直しを実施するよう、昨年度に引き続きまして、国、県要望を行っているところでございます。

児童扶養手当につきましては、毎年度、物価スライド制により金額が改定されておりまして、令和８年度においても、前年の全国消費者物価指数の変動に基づき、増額改定をされております。

次に、年金のほうの支給額のほうですけれども、公的年金制度につきましては、物価や賃金の変動に応じて支給額を毎年、こちらも改定する仕組みとなっておりまして、令和８

年度においても、前年の物価高騰を反映した増額改定が既に実施されております。また、所得の低い年金受給者の方々を対象とした年金生活者支援給付金についても、物価動向に合わせて基準額の引き上げが行われるなど、恒常的な上乘せ支援が図られているところでございます。これらのことから、現時点におきましては、国に対して直ちに追加の引き上げを求めることは考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 1番、2番も関わり合いがあるわけですが、今回の質問はほとんど国に対する対応策を求めるべきということで組立てをしているわけですが、現実に市民の人、また企業で働く、中小零細企業、こういったところで生活されている方が、この異常な物価高が続いた中にイラン問題が起きました。その前にはウクライナ問題も起きました。よって、物価がさらに上がっていった中で、大変生活を苦しめられているという現実はまだ皆さんも、改めてここで聞くよりもご存じのはずなんです。そういった困った人たちに市の財政でそういった方々に手当てができるのであればいいですけども、これを問うと、また市のほうの財政面からなかなかできないような回答も返ってくるかと思うんです。ですから、基本的な考え方として、国に対して、やはり物を言うということが非常に大事なことでないでしょうか。

中小零細企業については、商工会への聞き取りをされたということです。今回のこの品不足等、起きていることに関しては、割とそこそこ中堅的な企業の方は品物を手に入れています。しかし、零細事業、親方と、例えば家族の方だけで仕事をしている方、こういった方々は、今回のこのナフサ問題、重油問題、これで物が入らなくて、仕事があっても物がないために仕事ができない、そのために生活も脅かされている、こういう現状があるわけですが、まず商工会でのそういう話は出ていないのでしょうか、お聞きします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 工藤議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

商工会さんへの具体的な聞き取り内容について、そこまで込み入った事情までは確認しておりません。業者さんの声のほう、いろんな声を上げておられるという内容を聞き取っただけですので、今、工藤議員がおっしゃられた内容についてまではちょっとご確認はさせていただいておりません。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） テレビや新聞等でも報道されていますように、現実にも今、倒産状態、または倒産したという企業が増えているということはもうお聞きださうなですよ。ですから、これから和平が完全に行われるまで、また行われたとしても、今の影響というのは、まだまだこれから続くということが言われています。そのために、この中小企業零細の皆さんも、これから先、大変、何か企業活動が厳しい状態になっていく、このことが想定されています。

そしてまた、今、2点目で質問させていただいた内容の中に、一人ひとりの市民の方は、買物等をするのに僅かながらでも金額全てが上がっています。そうした中で、市のほうとして、国がこういう対策を行わないということになれば、市としてのそういう補助という考え方はありませんか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 再々質問のほうにお答えさせていただきます。

基本、工藤議員がおっしゃっておられますように、国の施策のほうに関することです。なかなか市単独でというのはなかなか難しいというふうに考えてございます。ただ昨年度、燃料高騰ということで、商工業者さん、それから農林水産業者さんに国の交付金を使って、対策を講じさせていただきましたように、同様の交付金等制度がございましたら、積極的に活用して対応してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 後段で私が再質問しました内容については、どうなんでしょう。

○議長（津村俊二） 工藤議員、もう一度お願いします。

○12番（工藤義明議員） 国に対して、本来は制度的に物を言ってほしいということをお先ほども言いました。しかし、なかなかそういった点も難しい、すぐに対応できないということになれば、市としてそういう困った人に対しての手当てなり、そういった制度をつくるとかという考え方がないのかをもう一度改めて聞きます。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 申し訳ございません。このご回答を、ちょっと3点目のご質問にも絡むんですけれども、エネルギー等の関連施策につきましては、国対応ということで対策を実施されておられますので、当然、要望を上げるとしたら、近隣市町と調整させ

ていただいて、機会があるごとにそういう要望を上げてまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） そしたら、3点目に移らせていただきます。

3点目、医療、食料、物流、建設など、国民生活に欠かせない分野での調達、確保が重要課題となっています。1つはエネルギー供給危機に対応するため、緊急措置法を整備し、公共性の高い重要分野を選定し、原油や石油関連製品の供給優先を国に求めるべきではないかと考えます。

2つ目は、医療や介護の現場では、資材の高騰、不足から経営が大変になってきています。診療報酬、介護報酬の臨時改定を行うよう、これも同じように、公的補助を行うように国に求めるべきではないでしょうか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、3点目の①番、原油や石油関連製品の供給優先を国に求めるべきではないかということについて、ご答弁させていただきます。

医療、食料、物流等におきまして、ガソリンや各種エネルギー、石油製品等の調達確保が重要であることは認識しているところでございます。先ほども申しましたように、エネルギー等関連施策におきましては、国策で実施されていることから、近隣市町と調整しまして、機会を捉えて、要望を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 全体が関連しますので、次の4点目の質問に移らせていただきます。

4点目、コストや金利の上昇により、中小零細企業は明日が見えない状況に不安が増大しています。

1つは、原材料の不足や価格上昇により、経営難から休業を余儀なくされる、またはされた中小零細企業に対し、休業補償、固定費などへの補助、社会保険料の支払い猶予などを国に対し求めるとともに、ぜひ野洲市独自ででき得る支援を行うべきと考えます。

2つ目には、雇用を守るために、雇用調整金の助成や申請手続の簡素化などの特例措置を速やかに実施することを国に求め、野洲市独自での対応も検討するべきではないでしょうか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、4点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

このたびの中東情勢等によりまして、国全体において原材料の不足や価格上昇が生じていますことから、経営が厳しく、休業を余儀なくされる企業に対しましては、まずは国による施策や支援が基本になると考えてございます。国から休業補償や固定費補助、社会保険料の支払い猶予等の制度などの施策が行われる場合には、市といたしましても、積極的に活用できるよう取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

また、雇用を守るほう、雇用調整金の助成の特例措置などのご質問に対しましては、雇用調整助成金の申請、審査、支給につきましては、事業所を管轄するのがハローワークさん、または県の労働局が窓口になってございます。市がこれに直接関わることはありませんが、しかしながら、申請先や必要書類を案内するなど、必要に応じた対応をしてまいりたいと考えてございます。手続の簡素化などを国へ求めることにつきましては、近隣市町の動向を注視いたしますとともに、市独自の対応については、必要に応じて検討するものと考えておりますが、現時点ではその必要はないかなと、このように考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 以上の1から4までは、国に対してということで質問させていただきました。また、回答された内容は、全て国に従うというような中身から一歩も出ていません。市として独自にそういう困った人たちがいるというところに対しての考え方というのは持っておられるのか、そのことを確認させていただきたいと思います。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほどの答弁の繰り返しにもなるんですけれども、やはり基本は国の施策ということで、市独自だけではなくて、昨年実施しました交付金を活用しての対応が基本であるかなと、このように考えてございます。もし、そういうような交付金の制度が国から下りてくる際には、これも先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、積極的に活用して対応してまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 回答は、やはり国のところから一歩も出ないわけですけども。

次、5点目にちょっともう時間的な配分で移らせていただきます。

5点目、中長期の観点に立った省エネ、再エネの強化が必要と考えます。

一つには、地球的気候危機打開のためにも、野洲市においても農地でのソーラーシェアリングなどの促進と支援が必要と考えますが、現状での普及状況と今後の促進体制について伺います。

併せて、社会的に荷物の再配達の問題と指摘されています。これはご存じのように、留守のところには何度も行かなきゃならないということから、燃料消費削減が気候危機打開にも寄与できると考えます。そこで、再配達を減少するため、宅配ボックスの普及促進、これに対して、補助金支給制度導入という検討をしていただけないか、伺います。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、5点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、①のソーラーシェアリングの普及状況と今後の促進対策についてご回答させていただきます。

第2次野洲市環境基本計画では、目標達成のための施策の展開といたしまして、再生可能エネルギーの導入促進をうたっておりまして、事業所や家庭における再生可能エネルギーの導入を後押しするため、国や県及び市の施策に関する情報発信に取り組むこととしているところでございます。

一方、農地におけるソーラーシェアリングは、営農型太陽光発電と言われまして、一時転用許可を受けて、農地に簡易な構造で、かつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取り組みでありまして、本市におきましては2件の事例があるところでございます。ソーラーシェアリングについては、作物の販売収入に加えまして、発電電力の自家利用等による農業経営の改善が期待できる一方で、営農が適切かつ継続的に行われることが前提となっております。したがって、本市といたしましては、再生可能エネルギーの導入促進という環境基本計画の方向性を踏まえつつ、ソーラーシェアリングにつきましては、国の制度運用や導入状況の動向を注視しながら、その効果や課題を十分に見極めた上で慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

また、2つ目の宅配ボックスの普及促進についてでございます。宅配ボックスの普及促進に関する補助金については、現在は実施してございませんが、荷物の再配達の減少は、

工藤議員がおっしゃるとおり、自動車の使用抑制につながります。当然、使用抑制につながるということはCO₂の低減であったり、大気汚染の防止につながることから、県内の普及状況を踏まえまして、今後の実施について検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 私ちょっと聞きそびれたんですが、農地でのソーラーシェアリング、これの実績としては2件というふうにおっしゃったんですかね。このことについて再質問いたしますが、この農地でのソーラーシェアリングというのについては、各個人が申請をされてくるのか、どういう経路でのこの取り組みといたしますか、2件の実績が出ているのでしょうか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほどご答弁を申し上げましたように、一時転用許可を受けて、それから農地に簡易な構造でということで設置をしていただく手順になってございます。転用許可が必須であるというふうに認識してございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） この一時転用、現在、既に畑で作物を作っておられるところでも同じような何か申請というか、許可を得た後ということになるんですか。畑は別ですか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） この2件の事例についてちょっと今、手元に資料はなくて、ちょっと詳細なご回答まではできないんですけれども、一応転用させていただいた上で、先ほどご答弁申し上げましたように、そのまま営農ができる形でないとまず駄目です。当然支柱を立てて、上部空間が営農ができるような高さを立ててしていただくことが条件になりますし、また営農ができるということは当然、太陽光の増加率とかいうのも関係してございます。いろいろなこういう諸条件がありますので、そこら辺を見極めた上で、今後の施策の展開を検討してまいりたいということでございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） このシェアリングの促進という意味では、市として何かされるのか、それとも別の組織での促進か、これはどこで促進を行うようなことになるんです

ようか。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） これも答弁の繰り返しになるんですけども、先ほど申し上げましたような国の制度の運用、いろいろなソーラーシェアリングしようと思うというんな条件がございます。その制度の運用や導入状況等の動向を注視いたしまして、その効果ですね、当然効果が出てきます。太陽光発電で、販売収入を超えまして、発電電力の自家利用等で農業経営が改善できることが期待できると、先ほどご答弁させていただきました。そういうような効果や課題ですね、一方、営農が継続的にできるかどうかというのを十分に見極めた上で、慎重に検討してまいりたいと、このように考えます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） もう一つ、最後にこの項目で。先ほど宅配ボックスの件、これで再質問いたしますが、今、各市でも取り入れているところがあります。そういったところでの調査、どこが行って、どういうふうな形で進められているのかというのは、今、つかんでおられる範囲で教えてください。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

県内のほうの市になるんですけども、宅配ボックスの補助金については、湖南4市はございません。県内では、長浜市さん、それから甲賀市さん、近江八幡市さん、米原市さんが実施されておられるようにお聞きしております。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） ぜひこれから前向きに検討を進められるようお願いしておきます。

次、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、野洲駅南北喫煙所の改善について質問いたします。

先日、田中遼議員のほうも、このたばこについての質問がされました。一部重なる部分がありますけど、また改めて、回答のほうもお願いをしたいと思います。

1949年、日本専売公社が設立され、戦後の日本のたばこ産業の基礎が築かれました。その後、1985年、日本専売公社が民営化され、日本たばこ産業株式会社が発足し、現在に至っています。日本のたばこ歴史は16世紀半ば、宣教師や商人によって持ち込まれ、当初は嗜好品としてでなく、薬草、万能薬として扱われ普及し、近代社会に入り、このたば

こが嗜好品へと変化し、急激に広まりました。しかし、１９００年頃から、たばこに含まれる物質により、喫煙者への健康被害とともに、非喫煙者に対しても副流煙が健康被害を及ぼすとして関心が高まり、１９７０年代に受動喫煙の危険性が認識されるようになりました。過去、万能薬と呼ばれたものが百害あって一利なしという位置づけになりました。

現在、喫煙者への禁煙への勧めとともに、たばこの煙による健康被害に加え、嫌悪感を感じるという方々から、野洲駅南口と北口の喫煙所に対する苦情の声を聞いています。この喫煙について、本来であれば、公開の場で禁煙というものを進めなければならない中で、なかなかタブー化されていて議論ができていません。あえて愛煙家も多くおられる現実を見据えて、下記に質問をいたします。

１つ目、時間帯別での利用者数、２点目、指定場所からはみ出たの喫煙者数、３点目、喫煙所からの煙の排出状況、そして４点目、喫煙所前を通過する人たちの数、こういった点での、今の市がつかんでいる状況を教えてください。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、工藤議員の１点目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ご質問いただいております①の時間帯別での利用者数、また②の指定場所からはみ出たの喫煙者数、及び④の喫煙所前を通過する人数につきましては、現時点では詳細な数値の把握には至っておりません。しかしながら、野洲市地域安全センターの職員が日々パトロールを実施いたしまして、指定場所からはみ出して喫煙している方に対しまして、その都度粘り強く指導、警告を行っているところでございます。その実績を申し上げますと、昨年度の１年間における指導、警告件数につきましては、合計９８７件に上ります。これを月平均で見ますと約８２件、実働１日当たりで平均して３人から４人に対し直接指導を行っている状況でございます。市といたしましては、こうした日々の巡回活動を通じて、現場の実態把握及びマナー向上に努めているところでございます。

なお、③の喫煙所からの煙の排出状況につきましては、煙を特定の方角へ誘導する設備等は設置しておりません。現在、喫煙所が屋外の開放型施設であるという特性上、風向きによって煙の方角は変わるのが現状でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○１２番（工藤義明議員） 今、答弁をいただいた中で２、３質問させていただきます。

調査員といいますか、見回りといいますか、そういった方が従事されているということなんですが、私自身も朝晩、特に南口、北口は時間帯にいるわけですが、そういった方々をなかなか見かけないんですが、時間帯としてはどういった時間帯で見回りに行かれているのか、そしてこの方はどういったところに所属している人なのかを教えてください。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） こちらの調査官といたしまして、警察のOBの方を会計年度任用職員としまして採用させていただきまして、地域安全センターのほうに勤務いただいている会計年度任用職員の方でございます。

時間帯につきましては、月曜日から土曜日までございまして、勤務時間は16時から22時、夕方から夜にかけて勤務いただいております。パトロールのほうにつきましては、夕方6時、18時から19時までを南口のほうを回っていただきまして、北口のほうにつきましては、夜の8時、20時から21時の間、パトロールのほうを回っていただいているという状況でございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） この北口と南口の喫煙所、場所については、部長のほうは何度かこの状況というのは見られたことがありますか。また、見られたら、現状というのをどういうふうに認識されておられるかをお聞かせください。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） 私も北、南と喫煙所のほうは何度か前を通ったり、私も喫煙いたしますので、吸ったりしていることがございます。現状を見ていますと、時間帯によってなんですけど、中で吸っておられる方が多いんですけど、やはり昨日も、偶然ちょっと北口のほうと南口のほうを見にいきましたら、外で吸っておられる方がおりました。2人ほどおられましたので、その場でちょっと警告をさせていただいて、中で吸ってくださいという形をさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 次の質問に移ります。

この喫煙の場所からのたばこの煙、こういったことに私個人も、先ほど言いましたように、苦情は聞いています。この苦情について、市のほうにも多分来ているかと思うんですが、その苦情が来ているとしたら、内容をお聞かせください。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

喫煙所に対する市民の皆様からのご意見、苦情につきましては、市役所にも直接寄せられております。主な内容といたしましては、パーテーションの外で喫煙している者がおり、漂ってくる煙や臭いが不快であるといったようなご意見や、それに伴う喫煙所自体の撤去を求める声もございます。こうした厳しいご意見があることは重く受け止めておりますが、本市といたしましては、現時点では喫煙所を撤去するところまでは考えておりません。安易に撤去をさせてもらいますと、結果的に周囲での路上喫煙や吸い殻のポイ捨てを誘発するおそれがあるためでございます。喫煙者と非喫煙者が互いにルールを守り、共存できる環境づくりを引き続き目指してまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 関係しますので、3点目の質問に移ります。

健康被害の防ぐことはもちろん大変な重要課題であります。しかし、現実には全国には多くの愛煙家が存在し、ほとんどの方がマナーを守りながら吸っておられます。一部に確かにマナーが守られないという方がおられるのも現実です。そこで、喫煙者と非喫煙者が互いに納得できる環境づくりという点が大事だと思う点から提案させていただきます。全国には、非喫煙者への受動喫煙防止のために、改善された喫煙所というのも多く存在しております。煙を外に出さない完全なクリーンな喫煙所、改善といいますか、クリーンな喫煙所というのを設置されることを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

受動喫煙防止のための改善された喫煙所といたしましては、コンテナ型喫煙所が煙を外部に漏らさないクリーンな環境を構築することが可能であることから、喫煙者と非喫煙者の共存を図る上で望ましい形の1つと認識しております。しかしながら、その導入に当たっては、多額の設置費用、また維持管理費用がかかります。加えまして、駅前周辺という限られた空間の中でコンテナを設置するための十分なスペースを確保することができないという大きな課題もございます。これらを総合的に勘案いたしますと、現時点においては、コンテナ型喫煙所を新たに設置することは困難であると考えております。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 今2点、問題点、費用が発生をする。確かにそうです。新しい

ものを置くわけですから、費用は発生します。そして、その場所というのも、駅周辺というのは非常に難しい。しかしながら、例えば南口のほうですと、これから南口周辺整備が行われていきます。全体的な開発というのがこれから行われる中で、市が持っている場所、土地のところというのも考えが十分通じるのではないかと。ただ、北口については、大変場所がないというところも分かります。その点、他の他市で行われている喫煙所というのをよく研究していただいて、北口、南口それぞれ、私はクリーンな喫煙所というのを置くべきだと思います。もし、これが最終的に撤去、これから苦情が多く出て、撤去となれば、先ほど部長おっしゃっていただいたように、今度は逆にそこらの路上、トイレの裏、そういったところでたばこを吸われるというのがもうはっきりして、その辺に吸い殻が落とされる、または火がついたままで危険な状態が放置されるというようなことが起こります。

費用のことで1つだけちょっと私は質問させていただきます。今、野洲市には多額のたばこ税というのが入ってきているはずですが、そのたばこ税は、昨年度はいくらだったのか。そして、そのお金というのはどういったところに使われてきたのか、お聞きします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） 再質問にお答えさせていただきます。

市たばこ税といたしまして、令和7年度につきましては、3億1,321万494円でございます。使用先ですけど、一般財源ですので、いろんな教育や福祉、いろいろ一般財源のほうに充当されて実施をされていると認識しております。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 近隣の市町で行われているこの完全な喫煙所というものを造る場合に、概算といいますか、どれぐらいの費用がかかるかというのは、ここまで検討されてきた経過はございますでしょうか。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） こちらはネット等で調べた、調査した結果ではございますけど、コンテナ型になりますと、大きさにもよりますけど、イニシャルコスト、設置費用につきましては約3,600万円、あとランニングコスト、そちら電気代とかメンテナンス、警備とか、その辺を含めると、年間1,000万ぐらいというようなことが言われています。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 設置を考えた場合に場所と費用という面が2つクローズアッ

ブされました。その中で、今おっしゃっていただきましたように、野洲市に昨年度、3億1,000万ほど、一応たばこ税は入ってきている。そして、新しいこのコンテナ型というのが3,600万、それからランニングコストで1,000万とおっしゃいましたね。こういった費用、これらの費用は、当然このたばこ税という中で補えるというふうに解釈できます。そうすると、あと問題は場所という問題になります。場所はこれから検討を加えていって探していただければ、私は可能ではないかと。それを実施することによって、非喫煙者と愛煙家の皆さんと、これは共存できるというふうに考えますが、この件での見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） 再々質問にお答えさせていただきます。

たばこ税につきましては、目的税ではございませんので、いろんな活用をされています。そういう中で、全国的にもたばこ税を利用してというお話も出ているところもあるんですけど、なかなか市民の皆様からいろんな賛否のご意見がございまして、理解がいただけないというところも現実あるかと思えます。なかなか現状では難しい中ではございますけど、現状の施設の中で啓発の、さっき田中遼議員からもありました、多言語つきの啓発も含めまして、啓発に努め、また分煙のほうも努めながらたばこを吸う方のルールを守りながら、まずそこを重視していきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 最後に一言だけ。たばこを吸われていない方に1つだけ知っておいていただきたいんですが、野洲駅の南口の喫煙所、あの場所は今、自転車置場、そして手前に男女のトイレ、このトイレの裏に喫煙所があります。そして非常に狭い場所、そこでたばこの煙が確かに自転車置場に移動される方々は煙を浴びておられます。これが現実です。しかし、場所は非常に酷な場所に今、設置され、そのためにあの場所は灰皿があって、その周辺に吸い殻等もたくさん落ちて、見た目も汚い部分があります。こういったところで、見た目が悪い、煙が出ているという批判が多いわけですが、その辺は、先ほどから申し上げていますように、このコンテナ型であろうとしっかりした喫煙所というものが設けられることによって、これは改善できるというふうに私は考えています。そのことを述べて、この2番目の質問は終わります。

次に、3点目に移ります。

3点目には、自転車利用者と安全確保についてお聞きします。

16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則切符、つまり青切符制度が4月に導入されてから1か月余りで、警察庁のまとめで全国で2,147件だったと発表されました。より悪質な違反に対する交通切符、これは赤切符を含めた検挙数は計2,980件と前年同月の約6割、一方、違反に注意を促す指導警告票は前年同月比の平均の1.5倍となる13万5,855件ということが発表されました。青切符は113項目の違反を対象にして、最高1万2,000円の反則金が課されます。自転車事故の増加や刑事罰対象となる赤切符の起訴率が低いことを受けまして、取締りの実効性向上などのために導入をされてきました。

京都府警が交付した青切符は158件。青切符に至らない指導警告が1,009件と発表されました。一方、この滋賀県は、滋賀県警が交付した青切符は、ながら運転への1件のみでした。指導警告は795件だったと報道をされました。

そこで、新しい制度導入に関連して、自転車利用者への制度周知と安全確保について以下質問いたします。

行政として、市民に対しての啓発対応というものをどうされているのかをお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井狩市民部長。

○市民部長（井狩 勝） それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

守山警察署及び守山野洲交通安全協会と連携いたしまして、小学生や中学生を対象とした自転車交通安全教室を実施している他、交通安全啓発活動の際には、警察署の方より制度の説明をいただいているところでございます。また、窓口での問合せに対しましては、警察庁や滋賀県警のホームページ、警視庁の資料などを活用して案内しております。しかしながら、具体的な禁止行為等の詳細な質問につきましては、実施主体であります警察署へ直接お問合せをいただくようお願いしているところでございます。今後も引き続き、関係機関と連携した適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 続きまして、2点目の16歳以上というのが対象ですが、教育現場（小中学校）、特に中学校での啓発対応につきまして、教育委員会のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、2点目のご質問についてお答えをいたします。

交通反則切符の導入については、昨年度から各学校へ周知を行っております。対象は16歳以上ではありますが、交通違反であることに変わりはありませんので、どのような罰則があるかについて、令和7年10月に県から発出された「自転車ルールブックの周知について」を参考にしながら、各学校の実態に応じて周知を行っております。

また、教育委員会としては、青切符の導入の周知そのものよりも、子どもたちへの交通ルールの理解の徹底と安全な行動の定着が重要であると考えております。学校での安全教育に加え、野洲市通学路交通安全対策推進会議を通して、地域、学校、警察などの関係機関が連携し、自分の命を自分で守っていく子どもたちを育ててまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 引き続いて、3点目の質問に移ります。

資料のほうにもつけておりますが、3点目、市内の国道及び県道、市道における自転車通行環境について伺います。

なお、今、パネルに示させていただいたのは、国道8号線、野洲のゴルフ練習場がございませうね、8号線のところ。あれから近江八幡に向かっていく方向で少しゴルフ練習場から行ったところの左側の歩道のところを映しております。そのときに、たまに通ったのが中型のトラックです。ここで分かるように、歩道は一番狭いところで1メートルを切っております。そして、白線が引いてあるところを自転車が通ろうとすると、特にトラックが通る場合はもう怖くてあそこは通れません。こういった事情、また県道、市道においても同じような状況が市内にはございます。

そこで、私のほうで問題にしたいのは、国のほうは、県警といいますか、警察のほうは罰則を先行させました。ところが、自転車で通行される方々の環境整備というのが全くされないまま、この罰則が強化された。こういった点で、これから市民の人、それから中学生を中心とした子どもたち、こういった方々が、今のルールというのが正直言って、免許を持っておられる方は多少なりとも分かります。しかし、免許を持っておられない方々は、一体なぜ罰則がどういうふうにして起こるかというのが理解できない方がほとんどです。そして、現在の歩道と車道、どこを通るのかというのも判別がつかないという方が多くおられます。こういったことに関して、市として、先ほど申しました啓蒙活動といいますか、安全運転をする、安全で歩行する、こういった指導なり、啓蒙活動というのが非常に大事なんですが、この点について、市の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。

(午後 3 時 5 0 分 休憩)

(午後 3 時 5 0 分 再開)

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田都市建設部長。

○都市建設部長（山田千尋） 市内の国道及び県道、市道における自転車通行環境についてのご質問ということですので、それについてお答えさせていただきます。

道路交通法の規定では、自転車は軽車両として車道の通行が原則ですけれども、道路標識等で歩道を通行することができるのとされているときや、車道または交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときなど、歩道の通行ができる規定もございます。これらを踏まえまして、現在、道路管理者によって自転車通行空間の整備が進められているんですけれども、議員がお示しされた写真のように、全ての国道、県道、市道において自転車通行空間を確保するためには、かなり長い期間や多大な事業費が必要となっております。

ですが、このような中でも、国道 8 号と県道野洲停車場線との交差部である野洲駅口交差点におきまして、国土交通省様におかれまして、歩行者と自転車が信号待ちをするスペースの整備を要望してきましたが、令和 8 年度に新規事業として採択いただくことができました。

市といたしましては、国道及び県道の自転車走行空間の確保につきまして、今後も関係機関へ要望してまいるとともに市道につきましては、野洲市道路整備計画に基づきまして、滋賀県立高等専門学校への通学路として自転車歩行者道の整備事業を進めるなど、少しずつでも自転車通行環境の改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 工藤議員。

○12番（工藤義明議員） 時間もありませんので急ぎますが、私が今回のこの自転車問題で問いたいのは、国道はもちろんです、県道、市道において、市民の人が自分がここを自転車で通ったとき罰せられるのだろうか、そういった不安というのを持ったまま乗っておられます。こんなことを言うたら、私が叱られてしまうんですけど、こういった野洲みたいな田舎のところで、都会で行われているような取締りというのを急に行われるわけではないけども、将来的には問題が発生するやもしれませんということは伝えているんですけども、そんなことを言うたら、私が怒られちゃうんですけど、実際つかまる人が出てきた

ら大変なんですけども。市民の人はどういったところを通ったら駄目や、通ってもいいと
いうことをもう少し広報なり、他の方法で市民の人たちに知らせていただいて、事故がな
いように努めていただきたいということをあえてまたお願いを申し上げまして、私の質問
を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（津村俊二） 以上で、通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明１７日から２５日までの９日間は、各委員会での議案審査のため、休会といたしたい
と思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、明１７日から２５日までの９日間
は、各委員会での議案審査のため、休会することに決しました。

来る６月２６日は午後１時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午後３時５４分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和8年6月16日

野洲市議会議長 津村俊二

署名議員 田中 遼

署名議員 山本 剛